

第七十五回 参議院建設委員會會議錄 第三号

昭和五十年二月二十七日(木曜日)
午前十時二十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 小野 明君
理事 上田 稔君
増田 盛君
沢田 政治君

委員 遠藤 要君
上條 勝久君
古賀雷四郎君
坂野 重信君
中村 慎二君
望月 邦夫君
中村 波男君
二宮 文造君
春日 正一君

國務大臣 建設大臣 飯谷 忠男君
國務大臣 (国土庁長官) 金丸 信君

政府委員 国土庁長官官房 栗屋 敏信君
長 国土庁計画・調 下河辺 淳君
整局長 宮崎 明君
国土庁水資源局 小幡 琢也君
長 国土庁大都市圏 高橋 弘篤君
整備局長 丸山 良仁君
建設大臣官房長 大塩洋一郎君
建設省計画局長 大富 宏君
建設省計画局参 事官

説明員

事務局側 常任委員会専門 員 村田 育二君

環境庁水質保全 局企画課長 松田豊三郎君
厚生省環境衛生 局水道環境部計 画課長 山崎 卓君
通商産業省立地 公書局工業用水 課長 岩崎 八男君
建設大臣官房技 術参事官 宮内 章君
自治省財政局地 方債課長 小林 悦夫君
会計検査院事務 総局第三局長 本村 善文君

本日の会議に付した案件

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(建設行政及び国土行政の基本施策並びに建設省及び国土庁関係予算に関する件)

○委員長(小野明君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、建設行政及び国土行政の基本施策並びに建設省及び国土庁関係予算について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○沢田政治君 過般、建設大臣から所信の表明があったわけでありすが、土地政策の問題、さらには住宅、河川、道路、たくさんあるわけでありすが、これに対して質問をいたしたいという

ように考えておったわけですが、その前に、朝日新聞の一月三十一日の記事ですが、非常に建設省の行政の基本に触れるような記事が出ておりますので、具体的な政策よりも、基本的に建設行政の姿勢というものを国民から疑われるようなこういう記事が出ておる、やはりこれを素通りして具体的な政策を質問するというのがいかかかと私は考えざるを得ないわけです。私なりの資料も持っておりますが、きょう一回でこの質問は終わらぬと思っております。とりあえず新聞記事に載っておりますという事実というものが果たしてあるのかどうか、事実があったにせよないにせよ、こういう疑いを持たれること自体は私はやはり非常に遺憾なことだと、これは遺憾千万なことだと、こういうように考えざるを得ないわけです。

そこで、飯谷建設大臣、この事実を聞く前に、こういう疑惑を持たれておるといふこの事実に対して、疑惑を持たれておるといふ事実に対して、どういふお考えであるか、まずその点をお伺いしたいと思ふんです。

○國務大臣(飯谷忠男君) いま御指摘のようなことが新聞にもしばしば出ますし、国会でもいろいろ御議論をされておられます。私もはまごころに遺憾なことだと思っております。私もはまごころに事実はないと、そういうふうにお思っているのではありませんけれども、いろいろと国民から疑惑も受けておりますし、議会でも指摘を受けている問題でありますから、省内で調査班を設けていて、いままそういう事実の有無について徹底的に調査を進めておられます。いづれ調査の結果がออกมาなければならぬし、また今後の改善も図っていかなければならぬ、そういう考え方を持っております。

○沢田政治君 建設省内に調査班を設けて二、三月ごろまでにその結論を出したいと、こういう御努力というものは決して私はむだなことだとは

思っておりません。しかし、建設省がらみのこういう疑惑があるときに、建設省内部が、何と云うか、調査するということ、果たして国民が釈然とするかどうか、その結果に対して信頼を持つかどうかは私は非常に疑問に思ふんです。やはり本当にこの疑惑を晴らしたいと、こういうあらぬ冤罪はこれは困ると、こういうことであるならば、ただ単に調査班を設けて事実があったかないか調べてみたいということだけでは非常に消極的だ、こういうふうに私は感ぜざるを得ないんです。これは事実がなかったならば、大いに調べてもらおうじゃないかと。ある場合は、これは事実とするならば、これは公務員法違反になるし、また刑法の問題にもなる可能性があるわけでありすが、警察庁に頼んで調べてみようじゃないかと、やってもらおうじゃないかと、疑念を晴らそうじゃないかと、こういうことと、疑念の晴らそうじゃないかと、やはり内部で処理したいと、こういうふうに考えていますか。

○國務大臣(飯谷忠男君) 天下りとは一体どういうふうな見方をされるのか、あるいは持参金の問題。これは考え方が二つに分けなければいかぬと思ひます。私も、公務員といえども定年退職した場合に再就職をするのは、当然のことは自由であり権利であると思っております。ただし、建設省の場合のいわゆる再就職というものが、その仕事柄あるいは技術の関係からいって、やはり業界の方に職を求めた人が多いということ、これは否むことのできない事実であります。

それなりに国家公務員法あるいは人事院規則に基づいてわれわれは所定の手続をやつて、それに基づいて再就職をあっせんをいたしておるわけでありすが、そういう意味で、そのことを天下りと言ふとするならば、いささか私どもはその天下りという意味について議論があるわけでありすが、ただ、その再就職をしたことによつて、そ

れがいろいろなつながりを持って、いわゆる持参金になるとか、いろいろな請負に便宜を図るとかいうことになるとすれば、これは十分にわれわれは考えなきやならぬ問題でありまして、そういうことが事実あるかないかという問題について省内で調査をいたしておるわけであります。だから、再就職そのものについては、私どもは正規の手続を経ておることでありますから別に不都合はないと、かように確信を持つて実はおるわけでありま

○沢田政治君 天下りの是非は、これはまた別の角度から議論しなくちゃならぬ問題と思います。が、いづれにしても、天下りの是非よりも前職が相当権力を持っておったわけですからね、許認可とかそういうものの権限をある程度持っておったし、職務の内容に熟知しておったわけでありまして、それが退職後といえどもこういう立場を利用したかどうか、そこに醜い関係が出てきやしないかどうかというこの現実に対して私は大きな疑念を抱くわけです。

そこで、質問したこと以外のことをいま答弁されたわけですが、こういう事実はないということでしょう、まずそれを聞きたいと思うのです。朝日新聞の一月三十一日、ここに天下り先も書いておきますね。そうして予定価格、そうして落札価格、きわめて近接しているものがありますね。一億何千万分の一ですね、確率からいったら宝くじよりも高い、びしやっと合っている。果たしてこういうものはいかがかという国民が疑惑を持っているわけですね。それで予定価格というものは、もちろんこれは落札されるまで部外秘です。地建の局長しかわからぬ、封筒に入れてしまひ込んでいるわけですからわからぬ。しかも落札後といえども省内の扱いとしては、取り扱い注意ですか、これは内部には取り扱い注意、部外に対してはこれは部外秘と、こういうことで出ないことになっているようにですね。しかしここには載っておる。これはどこから出てきたのかということはいきょうは言いません。いずれにしても、出たものであります。

すから、この事実を素直に認めますか、この限りにおいては。

○國務大臣(飯谷忠男君)
新聞で出た記事は、

私どもはそういうことではないと信じております。ただし、われわれはないと信じておりまして、そこまで新聞ではつきりと個所、金額まで出されておりますから、これは国民の疑惑を招くことでありますから、これは徹底的に調査をする必要があるわけでありまして、調査をして解明し

札価格と予定価格が一致したとかしないとかいう問題につきましても、われわれ徹底的に調査をしております。たとえば一事業について何回一休入札をして、最後にどこで落ちついたのかという、一件ごとそれを調査してみなさいと、そういうことを私どもは調査をさしておりますで、いづれにしても国民からいろいろ疑惑を招くようなこととを今後さしてはいけない、そういうふうに考えまして、全力を挙げていま調査をいたしておる、こういうわけでございます。

○沢田政治君　そこで、一つだけ確認しておきたいのは、落札価格ほうもうすで公表されていることだから、これは事実関係においては相違ないと思います。が、しかしながら、予定価格というものがここに出了たわけだから、新しいものを出せと言つても、これは出さぬと、こう言うだろうと思ひますから、ここへ出ているわけだ、本当か本當でないか私もわかりませんが。この予定価格というものは、この事実、相違ないんですか、これは。

「委員長退席、理事上田稔君着席」

○政府委員(高橋弘篤君)　予定価格につきましては、先生も先ほどおっしゃっておりましたように、落札または決定後におきましても、取り扱いに注意ということで取り扱いを慎重にいたしております。部外にはこれは出さないことにしておりますので、その御質問にはこれは勘弁していただきたいと思う次第でございます。

○沢田政治君 否定と肯定とどっちですか。この予定価格が、ここに載っておるものが、否定ですか肯定ですか、どっちでもいいから言ってください。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいま申し上げましたように、予定価格は私も部外秘でございまして、これは外に言わないという取り扱いをいたしておりますので、それについても御勘弁願いたいというところでございます。

○沢田政治君　まあ、否定がないところには、もう否定と肯定しかないから、私の質問は、勘弁願いたいと言うんですけれども、否定しないところを見ればこれは肯定だと、常識的には二つしかないんだから。いまの答弁は否定しておりませんか、まあ肯定とこれは受け取るのが当然だと思えますね。

そこで、先ほど言いましたように、ここまでやっぱり国民から疑問を持たれておるんだから、その疑問を晴らすためには部内で調査しますというところで、何というか、総がらみ疑惑を受けているわけですから、でありますから、ぼくはさっき言ったように、むしろ建設省の方からこれは事実行為があつたのかどうかと、こういうものをこれは司直の手にゆだねてもやっぱり調査をされた方が疑念を晴らすこれはいい道だと、本当にないという自信があるならば、そこまでやっぱり皆さんの潔白を明かす態度があつてしかるべきものだとおもうんですが、どうですか。

○政府委員(高橋弘篤君) 司直というのは警察などのことをおっしゃっていると思いますけれども、警察がやっぱり活動を起こすというのは、犯罪ありとしてというときだろうと思います。犯罪あるかどうかというのは、それは警察はあの記事だけでいろいろな独自でもできるわけでございます。しかし、私どもといたしましては、その新聞記事だけで犯罪だということは直ちに言えないわけでございます。したがいまして、私どもは、建省の中で総括監察官制度という監察官制度がありますから、その制度を活用いたしまして十分調

査をするということにいたしておるわけでございます。御承知のように新聞記事に出しましたものは大体出先のことでございます。したがって、本省のそういう監察機能というものをフルに生かしまして、関係のところと一緒に共同してこれの調査を十分に行う。その結果によりまして、私ども先ほど来からお答え申し上げましたように、是正すべきところは是正、改善すべきところは改善すると、その他必要な措置をとらうということでございます。先ほど大臣からも申し上げましたけれども、新聞の記事だけで見ますと、先生がいろいろ具体的なこととどうだとおっしゃいましたけれども、たとえば予定価格と落札価格と一致したのものもあります、また近似したものもあります、具体的な個所では申し上げませんが、あります。

これはしかし、まあ御説明をさしていただくことをお許しいただきますならば、なぜそういうふうにならうに近似し、また接近し、また同種のものもあるのかというのを申し上げますと、落札するときに一回でこれは入札して落札することはないわけでございます。これは数回やりまして、これを数回繰り返して、そうして初めて決まるといふのが普通でございます。現在の入札制度では、三回入札して予定価格以下のものがないときにおきましては随意契約によることができるという予決令になっております。その予決令によりまして随意契約の見積もりを出さしているのが、多いものは五回もありました。したがって、合計しますと八回、そういう最初から何度も見積もりを出させ、そしてやっと予定価格に至つておるといふのが実情でございます。特に、ちょうどこういう新聞に出ておるものは四十八年を中心にした工事でございますけれども、御承知のように、このころは狂乱物価の時代でございますして、建設資材の価格も非常に上昇いたしまして、役所の予定価格より入札価格が非常に低いということで落札不調が非常に多かった時期でございます。したがって、関係者は非常にこれは苦勞しながら入札制度を公正に行つてきたわけでございます。したがって、非

常に随契という見積もりを何回も出させるのが多いわけでごさいます。出しても、何回出しても予定価格に達しない、もう一度、もう少し、そこでもうそれ以上に予定価格に達しないときには、これはもう落札不調でございすから、やり直しでございす。やり直しもたくさんあるわけです。しかし、もう一度もう一度ということ、次第に予定価格に近づいていくのは常識でございまして、それが予定価格に近似的なとき、また予定価格になるといふものでございす。

少し詳しく申し上げましてまことに失礼でございまして、そういうふうなことでございすから、そういう入札の実態を十分新聞に出てくるものを私も調査をいたしている次第でございす。制度そのものはもう少し考えるべきじゃないかということになります、これももちろんそういうものも含めて私も十分調査をし、改善するところはしたいというふうに考えている次第でございす。

○沢田政治君 O B 会社が目標価格と落札価格と非常に一致している例が多いというのが、まず疑惑の根拠の一つですね。それをいまだとくどくどなる場合が多いと、こう言われておりますが、そこにはまだ一つ疑念が残ります。しかしながら、O B 会社が、天下って、しかも過去には実績がないと、建設省と何という契約関係の。ところに、それが天下ったために、もう早いのはわずか十四日目、遅くて二、三カ月目に初めてこの落札をしたと、こういうケースが非常に多いと、こう言われておりますね。この関係はどういうふうな——これは疑念があるんですね、やっぱりそういうケースが多ければね。これはどうしてそうなるんですか。

○政府委員(高橋弘篤君) そういうことにつきましてもいまの調査班で調査しております。したがって、調査をした結果じゃないと、個々についてこうだということでは申し上げられませんが、総括的にいろいろ考えますと、入札そのものは、御承知のように競争入札制度というのがありますし

で、それによって公正を期してやっているわけでごさいます。そうしてそれが公開競争入札制度で、どこにこれが落札するかというところは役所は全く関知しないこととございすから、そういうことで、これは持参金つきで就職を、建設省の役人が行ったところでその仕事とれるというふうなことは全く予期できないものなでございす。したがって、私もそういうことは全くないと思っておるでございす。その実情を調査いたしておる次第でございす。

○沢田政治君 どうもいままでの答弁では、非常に自分だけは正しいんだと、そういうことはなんだというところで、具体的にないというふうなひとつ潔白を明らかにする説得力に欠けておると思ふんです。特に私は建設省というのは、御承知のようにこれはもう事務官じゃないんだ。膨大な公共事業を抱えて、受注、発注の関係にある実施官庁でしょう。とかくこういう問題が起るがちですね。河川局の次長かなんか、これはしかも中央官庁の責任ある者がああいう思惑まわしい事件も起こったんで、ぼくもああいうことは起こらないでほしいと、こう念願しておる者の一人です。

そこで、目標価格というか予定価格は、これはもう部外秘で出せない、ぼくはやっぱり本当の疑念を晴らすためには、それも明らかにして、そういうケースが多かったのかどうかというものも対照してみなければ本当の疑念というものは晴れないと思ふんです。ぼくも調査のしようはないと思ふんです。しかし、そこで出す出さないということになりますと、国政調査権と守秘義務とかなんとかって怪しげな議論を出すんで、そこはきょうはその点ではぶつかりません、ぼくはね。問題の進展によつては私はやっぱり国政調査権で資料を明示する場合もあるかも知れませんが、これぐらいのものは出せませんか。

一年に一万数千件ですからね、余り膨大な資料じゃちょっと作業にむずかしいと思ひます。たとえば昭和四十五年から去年の四十九年までの建設省の O B と称される天下った者の名前ね、天下った時点における役所の肩書きですね、それと、どこに天下ったのか、天下り先、それと、天下り前に建設省との契約の実績があったのかどうか、こういうものの一覧表を出してみたいと思ふんです。そうして契約関係があったならば、天下り後いつごろ実績がないものが初めて実績ができた。まあできれば予定価格と落札価格の関係を出してもらいたいですね。これはしかし、その必要性が私は出てくるかと思ひますが、きょうのところはこれは保留しておきたいと思ひますが、それだけのものは出せませんか。

○政府委員(高橋弘篤君) いま五カ年の建設省の退職者の就職先でございすね、御質問は、これも実は五カ年でも、退職者のうちそういう人事院の承認を得て就職したのが約七百人ぐらいいるんです。これについて全部名前を出して差し上げるということとは、個人が退職後もどこにどうしたかということもやっぱり個人の多少の秘密もあるかと思ひますが、何か個人の名前を出さず符号か何かでするようなことがございしたらよろしいんですが、その点は先生とひとつ後で御相談して、私も極力資料をつくることにしようかと、御答弁になりませんか。

○沢田政治君 ぼくは名前を知りたいというのが、知りたい目的じゃないんです。どういう数の者が、どういふ肩書きの者が民間に天下って、そしてその後どういふ傾向が起るのかです。実績がないところがこう急にとつたて数はどういうものかということ、大体の動向がつかめるんでね。確認までいかぬけれども、傾向としてはぼくらとしてはやっぱり探れると思ふんです。そういうことだから、まあ多少の時間かかるかも知れませんが、これはもう名前を出すということは、個人の名前を出してくるからこれはちょっと都合が悪いということだった、これはいいんです。A でも B でも D でもですね。ただし、これは前職のどういふ権限を持った者がどういふ会社へ行つて、そうしていままで実績のないものが

急に実績が出てきたと、こういう傾向をつかみたいわけですから、こういうことはできるでしょう。○政府委員(高橋弘篤君) 申されました先生の御趣旨、わかりましたので、また具体的にはひとつ担当の者と一緒に先生のところに参りまして御相談して、資料を作成いたして、先生のところに提出いたしたいというふうに考えます。

○理事(上田稔君) 沢田委員、どうでしょうか。理事会で、いまの大分膨大な資料のようですから、少し内容を検討して、そして出せる程度の資料にして出していただくと、こういうことでいかがですか。

○沢田政治君 結構です。

○理事(上田稔君) それじゃ建設省の方は、委員会の理事会の方で内容を少し検討をして、そうしてお願いをしたら資料を出してくれませんか。

○政府委員(高橋弘篤君) そういうようにいたします。

○理事(上田稔君) じゃ、そういうふうになります。

○沢田政治君 まあ、世上伝えられているところによりまして、非常に業者間で談合が行われておると、こういうことはしばしば聞くわけですね。今度はどこの番だともう大分有無相通して、これはマージャンやなりながら、ゴルフやりながら、確認があるわけじゃないが、非常に建設業者同士で談合が行われておると、こういうことは一般的に信じられておるわけですね。したがって、建設省としては、そういう談合というのは事実あるように思ふのかですね。そういうことは伝えられているだけで、これは談合というものはない、こういうふうにお信じているのか、この点はどうですか。

○政府委員(高橋弘篤君) 先ほどから申し上げておりますように、私も会計法令に基づいて入札制度を行っております。公正に行っているものでございす。したがって、一般に言うところのそういう談合というものは実は関与いたして

おりません。全くわれわれは知らないわけでございます。ただ、まあ滋賀県の大津判決という有名な判決があります。昭和四十三年にございまして。それによりますと、そういう談合といふか、事前の協定でも、いわゆる刑法の談合罪じゃないもの、まあ詳しく申し上げませんが、そういうものがあるというふうな判決で、そういうものはいわゆる談合罪にはならないというふうなことを言っております。したがって、そういう慣習があるんじゃないかともそういう判決を見ますと考えられますが、しかし、具体的には私どもそういう確証を得ることも非常にむづかしいでございます。よくわからない次第でございます。

○沢田政治君 いまの入札制度は、これは正しい——まあ正しいとか正しくないとかっていう議論しても、正しいとか正しくないとかっていう物差しがございせんから、これはなかなか即断はできないにしても、やはり検討すべき時期じゃないかと私は思いますね。まあ聞くところによると、アメリカ等の入札の方式はもう予定価格を発表すると、これに対して競争せよ、こういうまあオープンにした方法ですね。果たしてそうかどうかわかりませんが、私がまあ常識的に聞くと、これによるとそういう方式もあると、こう言われておるわけですが、こういう方法とか、いづれにしても談合されたならばこれは大変なんです。まあこれは下線がありますね、いまね。たとえば百万円の工事を、この際もう実績を上げるために、名前を、少し実績をつけるために、一百万ぐらいで目をつぶって、何とか落札させよう、こういうものを取り締まるために下線があるようですが、これは上線はあります。上線というのはこれはもう落札しないわけですね。それではいまのようなばかな事態もあつたわけですが、これをもう少し、たとえばさっき言ったように、もう予定価格を明確に出して競争させるという方法もあるだろうし、今度は予定価格と下線価格ですね、これを一〇%なら一〇%と、五%なら五%と、きわめて幅の狭いものにして、その中から選

んでいくと、そうすれば、ある特定の業者を談合において落札させるために、該業者以外は見当違いの何というか価格を示すということも、これは防げるんじゃないかと思うんです。また、その見当違いの価格で何というか応札するということ、これは設計能力もないし管理能力もないやつなんですよ、これはね、大体、そういうことだから、まあ私は素人でわかりませんが、いづれにしても談合の余地がないと、こういうような制度を抜本的に私はやっぱり検討すべき時期に来たと思うんですよ。これは民間の識者等も入れて、そういう少くともこういう事件が発生しないという策というものを考える必要があると思うんですが、これは大臣どうですか。このままではこれは非常に疑惑を持ちますよ。

○政府委員(高橋弘篤君) 現在の会計制度、入札制度も、いろいろないままでの経験から来て積み上げられてやっているとあります。しかし、いろいろの制度の仕組みというのは、それがすべて一番正しいとはもちろん考えられません。社会情勢の変化その他で十分改善すべきところは改善すべきだと思ひます。最初に先生もおっしゃいましたように、公共事業の執行を行いますわれわれとしては、国民の疑惑がないようにやっぱり仕組みを考えることが一番大事なことだと思ひます。先生のそれはまことにございとおもいます。同時に、会計事務、そういうものが非常に複雑になるとか複雑になるといふことでなしに、合理的にうまくやれると、そういう調子をうまく図って、そういう両者を勘案して、何かやっぱり先生のおっしゃるようないろいろなそういうアイデアも十分に参考にしながら、諸外国のものももちろん取り入れながら今後検討すべき点があるかと思ひます。そういう点も含めまして、私どもも事実調査をいたしております。これは建設省だけでできないことも多からうと思ひます。そういうときには関係の省庁とも十分協議しながら前向きでいろいろ検討してまいりたいというふうに考

えます。

○沢田政治君 この前向きの検討ということだけじゃ、これはまあ皆さんの答弁はいつも前向きの検討で言うんですが、やっぱりいまの入札制度は非常にそういう疑惑を持たれる余地があるんですよ。だから、いまの制度でこういうものが出てきているわけですから。だから、これをもちろんだん役所は役所なりの検討をするだろうと思うんですが、やっぱりこういう疑惑を批判される方々、またこういう問題に対して非常に精通しておられる方々、こういう者を含めてやっぱり入札制度のあり方に対しての検討を始めるべきじゃないかと思うんですが、もう一步こう踏み込んだ答弁してもらわなくちゃ、前向きに検討しますじゃあよくはどうも自信も持てないし、信頼も持てないわけですね。どうですか、局長。

○国務大臣(飯谷忠男君) 談合の問題がいろいろと疑惑を持たれ、批判されておることは承知をいたしております。私も談合というものは一体どういふものでやっておるのか、確証をもちろん握っておりませんから、そういうことをはっきり申し上げることはできませんが、やっぱり公正な競争を害したり、不正な利益を得るための目的で談合するといふようなことがあるとすれば断固として排除しなければならぬし、ただ反面に、工事を適正に施工すること、あるいはさきだに多い中小業者過当競争の場合に、過当競争のために中小建設業者が非常に困つてくるようなことになつてもいけません。むしろ健全な発展を図るために、そういう意味の秩序あることはあるいは必要じゃないかと思つております。それにしても、やはりいろいろと入札制度そのものが議論をされておりますから、先生のおっしゃるとおりです。その問題、検討してみます。十分にひとつ検討してみます。

○沢田政治君 それと、これはもう非常にまじめな業者には相済みぬですが、地方に行くと、地方の業者はどうか県会とか町会とか市会とか国会とか、非常に政治と——まあ後援会かどうか、これは別としても、だれが見ても結びつきがひどいんですね。で、心のないそういう業者の中には、政治献金を幾らしても、道路のアスファルトの厚さを二センチぐらい薄くすりゃあそれでもう返しが取れるんだなんていう、こういう——これは全部がそうだといふことを言っているんじゃないんですよ、そういう方々の中にはおるんですよ。そういうことですから、これはささいなことかも知れませんが、たとえば道路なら道路をやる場合に揭示をしておりますね。たとえば発注者、受注者、それから工事期間とか、こういうものを揭示してありますね。やっぱり国民が、また土建屋の人間が政治家と結んで、これは道路の衣を薄くしてもうかるんだぐらいのことを考えている人も多いんですよ。まあ実際問題として、地方に行きやあひどいものですよ、これは。そういうことから、少なくとも建設省はやっぱり事業官庁として、こういう政治なり金の醜い関係というものを疑惑を持たれることは困ると、こういうことを言っているんだから、そうであるならば、これはささいなことかも知れぬが、たとえば道路工事の標示をする場合に、やっぱり工事の方法の、何といひますか構造ですね、バランスが何センチでアスファルトは何センチとか、断面図ぐらい書いて、こういうものを国民の前に堂々と示したらどうですか、これは。これはまあ非常にむづかしいものもあるでしょう、膨大な工事なんかはね。それでない、やっぱりできる簡易な工事であるならば、こういうことでやらせているんだと、こういうものをやっぱり世の疑惑を晴らすために、国民の税金でやっているんだから、そういう努力ぐらいはすべきだと思ふんだが、どうでしょう。

○政府委員(高橋弘篤君) 仰せのように、現在でも工事現場にいろいろの揭示を、工事の期間だとか工事の主体だとかいろいろしております。それからまあ現実に、大規模なものにつきましては、いま先生のおっしゃつたような構造その他の説明図も揭示しておるものもあるようでございます。これをもっと一般化していくという御提案でございます。

ます。これも一つのおもしろい御提案でございます。すし、具体的な方法をどうするか、先生のちょっとしたようにむずかしい問題もいろいろありますので、十分これにつきましても検討して、実行できるものはしたらどうかというふうに考えます。

○沢田政治君 次に、重層請負のことですが、これもまたひどいんですね。子供、孫、またその下、またその下、その下なんという、これも非常に疑惑を持たれるんですね。いかに建設省の積算というものはずさんかと、こういうことも常識的に疑われるわけですね。元請があつて、その下があつて、その下があつて、その下があつて、またその下があるというこじや、積算そのものが全くこれはもうでたらめだと。しかも何といひますか、孫になるのが、ひ孫になるのが、そこに幾らかの利潤を上げていくわけですから、そういうものであるならば、これはもう積算そのものがこれは甘ちゃんといふと、国民の税金のむだ遣い、こ

ます。たとえば膨大なダムをつくるという場合は、一つの組とか建設会社が全部の機能を持つてませんよ、これはね。いろいろな特殊な機能にこれは分類されるんだから、そういう場合はばくはやむを得ないと思いますよ。しかし、橋梁工事とか道路の工事とかにそう大きな技術とか細密な特殊技能をそろえなくちゃならぬということはないんですよ。そういうものが四つも五つも六つも転がしていくつていくことは、これまた疑惑を持たれる一つの根源に私はなつておると思うんですよ。こういうものをどういうようにして改めていきますか、この点についてお答え願いたい。

と同時に、これはまた、これは従業員の賃金の問題もありますし、さらにはまた保健衛生の問題もありますね。もう中間マージンを何回も取つて転んでいくんだから、積算に対する疑惑と、一番犠牲になるのは一番下で働くこれはもう労働者だと思ふんですね。これはもうその中においては安全衛生の手抜きがなされると、こういう結果になつていくんですね。いずれにしても重層請負というものは、これはもう非常に弊害が多いと、こういうことだけはこれは言えると思います。去年、わが党が東北縦貫自動車道とかあるいはまた新幹線ですね、東北の、この工事の内容を調べたわけですが、もう一番下の零細な組なんかは安全衛生規則なんか全然わからないんですよ、そういう指示も受けてないと言ふんですよ。これは非常ににも寒心にたえないことですね。こういうものを放置していいのかどうかということですね。私はやっぱり弊害が多いと思ふですね。まあしかし、ある工事によつてはこれは必要なものもあり

と同時、これはまた、これは従業員の賃金の問題もありますし、さらにはまた保健衛生の問題もありますね。もう中間マージンを何回も取つて転んでいくんだから、積算に対する疑惑と、一番犠牲になるのは一番下で働くこれはもう労働者だと思ふんですね。これはもうその中においては安全衛生の手抜きがなされると、こういう結果になつていくんですね。いずれにしても重層請負というものは、これはもう非常に弊害が多いと、こういうことだけはこれは言えると思います。去年、わが党が東北縦貫自動車道とかあるいはまた新幹線ですね、東北の、この工事の内容を調べたわけですが、もう一番下の零細な組なんかは安全衛生規則なんか全然わからないんですよ、そういう指示も受けてないと言ふんですよ。これは非常ににも寒心にたえないことですね。こういうものを放置していいのかどうかということですね。私はやっぱり弊害が多いと思ふですね。まあしかし、ある工事によつてはこれは必要なものもあり

させると、監督をさせると、こう言つておるんですが、まあその限りにおいてはそれは何も悪いことだと思ひませんが、やはり疑念がこれも暗れないわけですね。積算の単価つてもものはそんなに四つも五つも六つも利潤を上げるような甘いものかと、これは税金のむだ遣いじゃないかと。特別な職能を持った者を無数に抱えておらなくちゃならぬような工事じゃないにもかかわらず、単純工事で四つも五つも六つももある程度の利潤を上げておるっていうものは、やっぱりそういう積算そのものに問題があると、こういう疑念は晴れないと思ふんですね。しかもAからBに下請に転がしていくのならばいいけれども、地方に行つたら、BからBにいくこともあるんですよ、またそのBにいくこともあるんですよ。こういうのはどうしてもおかしいんですね。これはまあちよつと専門的なことだと思ふから、局長、これはどうですか、この形は。

○政府委員(大塚洋一郎君) 先生のおっしゃつておられるような、いわゆる切り投げと申しますか、そのまま下請に出してしまうというふうなことは建設業法上もこれを禁止しているところでございまして。ただ、そういうことが行われることを監視いたしますために、先ほど大臣が申しましたように、やはりその契約管理の自身をはつきりつかむような元請の責任の体制を強化するということが手がかかりに、そしてその重層下請の関係を明らかにしておくと、それが基本となる足がかりであるというふうに考えまして、先ほどのお答えいたしましたようなことで改善措置をまずそこから図つていくと、そして不必要な重層下請というものはこれは厳に排除するように従来からしは指導してきておるところでございますので、そういう方向でまず足がかりをつくつていくという考えを先決に考へて、さしあたるの対策として考えなければいけない。もちろん基本的にはその背景にあります、過当競争裏にありますわが国の建設業界の体質の問題にもありますけれども、さしあたってはこのようなことを足がかりにしてい

くべきではないかと考へておる次第でございます。

○沢田政治君 いま建設業者のランクづけがされておるわけですが、中央業者というのはどれだけのランクで、地方業者ですと、どういうランクになつていきますか。

○政府委員(高橋弘篤君) この資料がいま具体的にあるわけじゃないんですが、大体全国業者でも相当規模のものはAで、地方の地元の手といふのがAの下か、県によつてはBの上もあるというこじやないかと思ひます。したがつて、大体大部分はB以下、地元の業者は、というふうに考へておられます。

○沢田政治君 そこで、地方には地方のランクがありますですね。これ、以前はこのランク、A、B、C、Dですね、まあEもあるかも知れませんが。こういう場合、大体どれだけの単価のものかどうか、Aにやらせる、Bにやらせるというランクは定かでないときもありまして、数年前までですね。数年前から、これ建設省の行政指導によると思ひますが、当委員会でも取り上げられた記憶を私は持っています、まあ地方にもそれそれのランクがこれは出ています。以前はもうAが全部とつて、全部こう転がしていった。こういう弊害を是正するためと、それからやっぱり中小業者を育成強化すると、こういう観点からこういう行政指導がなされたと思ふんで、その限りにおいては決して悪いことじゃないと思ひます。が、地方においては非常にばらつきがあるんですよ。

たとえば、ある県が、Aの場合は三千万円以上のこの何というか工事、あるいはまあ二千万円もありません。これは東京とか大阪とか政令都市の場合は、Aの場合は何といふますか二億円以上とかというふうな非常にばらつきがある。これをやっぱり統一できないものですか。ぼくは中央は中央のランクでいいと思ふんですが、地方業者のランクづけも、やはり政令都市とか、同じ工事でも膨大な工事量を持つておるわけですから、まあ地方の

ようにもうせいぜいダムとか道路とかいう限られた工事という場合とこれは違ふと思ひますよ、これはね。これは地方だからといって全国一律というわけにはまいりません。これは政令都市とかというふうに分類してもいいんですが、少なくとも大体似通つておる何となく地域ですね。そういうものについてはやっぱりA B C Dのランクを、二億円以上とか、これは五千万以上でもいいし、こういうのを統一したほうがやはり中小業者育成という角度からいってもいいんじゃないかと思ひますがね。そうでなければ、ある政治家にいつがついてる業者につながつておつたならばいいとか悪いとかつて、非常に政治上も好ましくない傾向が起きているわけですね。こういうものを整理する気持ちがありますか、どうですか。

○政府委員(大塩洋一郎君) 現在各都道府県ではその県内の業者数も違ひますし、それから各県の事業量もそれぞれ異なりますので、まあ事業量、それから業者数をそれぞれバランスをとつて分類いたしました。受注量が各建設業者に均等に、均衡とれて配分されるように配慮するというような指導方針で、先生御指摘のように、少なくとも現在では数年前から厳格にこのA B C Dというようなランクづけをそういう基準で行つてゐるのでございます。ですから、ある一定の、たとえば政令都市なら政令都市とか何万以上の県はというやうな、人口で必ずしも統一がとれるとは言ひ切れない面があると思ひますが、各県によりましてそれぞれの実態に応じて業者数と事業量にバランスさせてやつてゐるというのが実情でございます。まあこの発注標準をそれぞれの県ごとに守らせることによりましてそのランクごとの業者の保護育成を図つていくと、こういう趣旨に出たものでございまして、画一的にできればそういう標準をつくりたいと思ひます。検討してみますけれども、現実におきましては、各県ごとにそれぞれ適時に改正をすれば図りながらバランスをとつて、事業量とそれから業者数をバランスさせていく、こういう実態でございまして。

○沢田政治君 まあ、投げ捨て請負と言ひますが、単純なものを何もやらぬで、自分が何となく請け負ひしたと、また次に何となくやらぬでぽつと投げ捨てていくと、こういうものの実態監督とか監視というものはどういふ体制でなされてゐるのですか。これは非常に多いんですよ、投げ捨てがですね。同じクラスがね、クラス同士で、これはあんまり監視というものがあつて、まあ直営工事であるならばある程度目が光つてゐると思ひますが、補助事業等になると意外に地方に行つた場合そういうのが多いんですよ。どういふ体制でこれ監視してゐるのか、ぼくちよつと疑問持つんですよ。あんまり積極的な監視をしておらないように感じられてならぬわけですがね。同じクラス同士で、彼は仕事を持つてゐると、だから同じクラス、からもうと、こういう例が多いんですよ。どういふ監視をしてゐますか。

○政府委員(大塩洋一郎君) まあ、契約約款において下請の報告を発注者が求めることができるという規定がございまして、これに基づきまして、おかしなというやうな事実を発見いたしましたならば直ちに報告を求め、そうしてその是正方を求めることができるわけでございます。先生がおっしゃいますのは、具体的にそういうことをしばしばやつてゐるかどうか。余りやつてないんじゃないかということではないかと思ひますが、確かに先ほど来申し上げておりますように、この重層下請の末端にいきますと、はなはだしい例におきましては三重四重というやうな重層下請の例が間々ございまして、その実態につきましてもなかなか把握しにくいという実態でございまして、ただし、契約約款上はそういう報告を求め、その是正を求めることができるわけでございますから、そういう重層下請の排除につきましても、発注者におきましてはこれを極力監視して是正するように従来も指導しておるわけでございますけれども、そういう体制を今後とも強化していかなければならないというふうに考えております。

○沢田政治君 この重層下請をですね、いまでもこの投げ捨てはこれはまあ建設法で禁止されておるわけですね。しかしながら、非常に転がつていつてゐることは事実なわけですね。それが果たして重層下請で事実となつてゐる、投げ捨てであるかどうかは内容を吟味しなくちゃならぬけれども、ぼくはさつきからくどいように言つてゐるやうに、やっぱり四つ五つ転がつてゐるわけだ。そうすると、やっぱり建設省の元単価、つまり積算ね、そういうものはこれはちよつとおかしいじゃないかと、四つも五つも利潤を上げていつてゐると、一番下が問題あると、こういうことだから、これは法律に不備があるならあるやうにですね、少なくとも特殊な工事以外は四つも五つも六つも転がつていくというのはこれは好ましいことじゃないわけだから、これを何か歯どめをかうやうな、いまの法律がこれは不備であるならば不備として素直に認めて改正するなりして、何かこれを歯どめをかける方法がないものかな。どうですか。

○政府委員(大塩洋一郎君) おっしゃるとおり、不必要な重層下請ということはおっしゃる通り、せんし、種々の弊害を生ずることでございますので、従来から通標措置等によりましてしばしばそういう指導はしてゐるのでございますけれども、実態におきましてはなかなかわかりにくいというやうな状態がございまして、元請すらそれをつかんでいないというやうな状態が多いわけでございます。そこで、先ほどくどいようにございしますが申し上げましたように、一つの具体的な方策としましては、元請責任として管理内容の把握を、管理工程を末端に至るまで把握させるやうな方法を具体的に確立するといふことが一つの手がかりになるのではないかと、これをもちましていつでも注意し、これを指導することができるよう足がかりをつくつた上で厳重にそれを指導していくといふことが最も具体的な方法ではないかというふうにいま考えて検討しておるところでございます。

○沢田政治君 道路局長にちよつとお伺ひしたいわけですが、最近諸方に高速道路ですね、縦貫道路ですね、こういうのが延びていつておるわけですが、この場合、これは非常に大規模な工事ですから、これは中央のいい業者が元請業になるのはやむを得ないでしょう、いい悪い議論はあつたとしてもですね。非常に工事量そのものが膨大ですから地方ではとても元請業になれるやうな業者がなかなかないこともこれは事実です。しかし、その下ですね、下の仕事は、やはりその元請のまた下も中央業者が非常に多く入つてゐますね。しかもそれがほとんど建設省と人的にもつながりある会社が多いと、こういう疑惑が持たれておるわけですね。そういうことで、結局道路ができたけれども、空気を汚され、土地をつぶされ、地域社会がこれは何にもならぬと、こういうやうな一つのやつかみも出てゐるわけですね。そういうことで、それから、やっぱり地元業者を活用すると、そういう方法をやっぱり考えていくべきじゃないかと思ひます。ただ単に規模の小さい一つの組だけではこれできないかも知れません。たとえば地方業者が相寄つて共同責任を持つて、そうしてまた大手の下をとるとかですね、こういうものを十二分に検討すべきだといふ声が地域から非常に多いんですよ。こういうことを考えていますか。考へてゐるなら、どういふ方法でこれをやりま

か、これは。○政府委員(井上孝君) 先生おっしゃることは、従来からやはり問題ございまして、たしか道路公団におきましてもジョイントベンチャー制度を随所に使つております。たとえば大手と地方業者とのジョイント、あるいは地方業者が寄つた共同企業、こういうものを活用する方が開けております。ただ、十分にそれが活用されておるかどうか、私まだ十分調べておりませんが、よく調べまして、ジョイントベンチャーの活用によつておっしゃるやうな方向をとりたいというふうに思ひます。

○沢田政治君 このいろいろな、民間であろうが、官庁であろうが、OBという会をつくるのか、これは別に悪いことじゃないですね。戦場に行つて来た人は戦友会とかなんかあるように、

「理事上田君退席、委員長着席」

これは権力とか法律によつて定められるものじゃないわけですが、新聞にもOB会というものはちよこちよ出てくるわけですが、OB会がブルジョアとかそういう組織がですね、そういうところが、建設省の役人が行つたならば、指定のキャバレーとかバーね、これはツケ、ただだとかつて細かいこと書かれておりますが、これは事実かどうかどうかわかりませんが、これは官庁との関係がOB会とどういう関係、自由に出入りできるようなつてますか。少なくともやつぱり実施官庁である以上はそれぞれの機密を持つてゐると思ふですね。知られちゃいかぬこともあると思ふんです。かつては同僚であつたかも知れません。OBパツジ、建設省職員パツジにOBと書いたパツジをつけるともう随時出入りできるような機構になつていますか。一方においては、予定価格なんかは落札終了後もこれは機密事項だと言ひながら、そういうOBの方々が自由に出入りできるといふことになる、仲間うちには開かれた官庁であるが、国民に向かつては開かれた官庁じゃないといふことを疑惑を向けられてもこれはしょうがないと思ひます。そういう点はどうなつていますか、その点。

○政府委員(高橋弘篤君) OBの会につきましては、私もこれは任意のものでございまして実はよく把握してないわけでございます。しかし、いろいろ昔の仲間が集まつてそういう会があるようでございます。そういう場合に自由に役所に入つてゐるかどうかという問題は、これは一般国民、建設省の場合には特に玄関でそれをチェックするといふようなことはありません。特殊な場合以外はですね、ありませんから、入れるのは入れると思ひます。ただし問題は、先生おっしゃつたよ

うに公私の別を現職の職員がはつきりして、そしてそういう昔の同僚なり上司的な者でありましても漏らしていかぬことはもちろん漏らしてはいけませんし、その他癒着といふような疑いを受けることではないように十分に身を慎んでいくべきであるといふふうな考え、そういうふうな指導してまゐつておる次第でございます。

パツジの件はよく私はわかりません。いまいろいろたくさん会がありまして、つくつてゐるかどうかそこまで把握いたしておりません。

○沢田政治君 非常に話が細かいようですが、業者との受注、発注の関係ですね。これは実施官庁です。非常にそういう利害があるわけですね。国民も非常に疑惑を持つてゐる。それだけ、だからこそ建設省も非常に身を引き締めなくちゃならぬ一つのものとあります。そういう場合、大臣、これはどうなつてゐるんですか。たとえば、ある議員が建設省のごみ捨て場を見たら、ナポレオンがあつたとか、ジョニ黒の箱が意外に多かつたとかといふような興味を持つておられる方もありますが、興味じゃない、これも一つの調査方法でしょうが、そういう世上言われておるところのせんべつとか、そういうつけ届けと言ひます。さういふ表現するのかわかりませんが、こういうのこそ、やつぱり小さいことから良心といふのは麻痺してゐるんです、特に気をつけなくちゃいかぬと思ふんです、実施官庁でありますから。そういうものは一切受け付けるべきじゃないと思ひます。新聞によりますと、そういうものを拒むと、何といひますか、あいつは融通のきかないやつだといふわけで村八分になるとか何とかといふことが出ておりますが、こういうことを、どういふ示達を大臣してゐますか、これは、これは厳し過ぎるほど接待マージャンを含めて厳しくなくちゃいかぬと思ひます。もう日常全部注目してゐるんだからね、国民が、どういふ何といふか綱紀肅正について方針をとつてゐますか。

○国務大臣(飯谷忠男君) 建設省の職員が、OBであろうがどなたであろうが、公私を明確にしなげやならない、少なくとも国民から疑惑を受けるようなことがあつてはならないといふことは当然でありまして、われわれはそのつもりで努力をいたしておりますが、これはやはり職員のモラルの問題でもありますが、そういう努力をしながらも先般新聞に出るような問題が生じておりました、まことに遺憾に思つておりますが、いまおつしたいろいろな問題等については、たとえ本年の予算編成時期においては厳重に、そういうことはまかりならぬといふことを厳しく通告いたしまして、そういうふうに行なつたものと私は思つております。今後この問題はもう建設省の一番最重点として考えなきゃならぬ問題だと思ひますから、厳重に今後努力をいたして、必要があれば処置もしてまいらなけりやならぬ、そういうふうに行なつております。

○沢田政治君 一般的な注意ではなく、常時大臣たる者は下僚に対してやつぱり綱紀を引き締めなくちゃならぬといふことは常々心がけてゐると思ひますが、やはりこういう問題が事実あるにせよ、これが大きくショックに取上げられてゐるわけですから、これだけ、事実の有無は別としても、疑惑を持たれておるといふことだけ、これは事実ですから、だからこういうことを契機に、もう一回文書で各職員に通達をして、絶対いかに、こういうことは、そういうことを通達した方がよいと思ひます。それを見せてくださいと、ぼくらの方にも、こういうことをやりましたと、やつぱりもうどういふささいなことでも打つべき手段を全部打つて、みずからの疑念を晴らすといふような積極的な姿勢といふものは、ぜひともぼくはこの際必要じゃないかと思ふんですが、どうですか。

○国務大臣(飯谷忠男君) 官庁の中でも建設省が一番いろいろな目で見られてゐる官庁であることは私も承知をいたしておりまして、そういう意味においては、より以上厳重にわれわれはみずから戒めてまいらなけりやならぬと思つておりますし、先生お出しの問題につきましては、事務当局と相談をいたしまして、早速通達を発するようになつております。

○沢田政治君 きょうは私の質問がこれで、時間が若干余りましたが、終わるわけですが、きょうは朝日新聞を中心としてとりあへずの質問をしたわけですが、まだこれ以外の問題もほくは材料をいただいております、これは、と同時に、先ほど要求しました資料ですね、具体的には理事会でお話する気持ちを持つておりますので、きょうは一応保留して、私の質問をこれで終わります。

○上田君君 それでは今後の建設工事の発注についてお伺いをいたしたいと存じます。建設省にお伺いをいたします。

総需要抑制政策で昭和四十九年度の公共事業の発注が大幅に繰り延べられましたのでありますが、昨今は経済界が非常に不況になつてきておりますが、これに対して政府は、この繰り延べ工事を三月中に発注すると発表をしておられます。新聞に発表しておられるようでありましたが、建設省のこれに対する御方針はいかがでございますか。

○政府委員(高橋弘篤君) 四十九年度予算は、先生御承知のように繰り延べといふことで最初から計画され、契約目標率といふのは第一・四半期、第二・四半期、第三・四半期まで、第三・四半期は昭和四十八年になつたわけですが、予算の執行はそういう契約目標率を押さえた契約目標率がありまして、第四・四半期は、補正予算も十二月に計上されたといふこともございまして、残額が約一兆二百億ばかりでございます。これを御承知の繰り延べはそのままといふ政府の方針でございますので、繰り延べ及びどういふふうな努力してもできないものがあります。そういうようなものを、たとえば本四架橋みたいなもの、そういうものを加えますと、未契約で繰り越しをしなければいけな

いものが約二千二百億あります。したがいまし
て、残りが八千億ばかりあるわけです。この八千
億を第四・四半期にこれを新規に発注して、仕事
として早急に出すということで、完全消化に努力
いたしております。この八千億というのは、一口
で八千億と言いますけれども、昨年の四十八年度
の第四・四半期に比べますと、第四・四半期の
一・八六倍という、八六増というところで相当分
量が昨年の第四・四半期よりもございます。これ
が完全に消化されますならば仕事の量は相当これ
は出るようになるわけでございます。それを中心
に私もその促進を図っていく次第でございます。

○上田稔君 そうすると、繰り延べはやら
ない、しかしながら、繰り延べは今年度中はやら
ないけれども、補正予算でやれるものが八千億ある
からこれをやりますと、こういうことございま
すか。

○政府委員(高橋弘篤君) 先ほども申し上げま
したように、補正予算ということじゃございませ
ん。四十九年度予算は契約の目標額が決まってい
ますと繰り延べ繰り延べになっておりますので、そ
ういう予算の残額及びまた補正予算が十二月に計
上された分もありまして、それを加えますと、八
千億である、八千億というのは昨年の第四・四
半期よりも八六増も多い、この完全消化という
ふうにいま努めておるといふことでございます。

○上田稔君 中小企業の方は非常に最近の不況に
よって困つてきておられます。建設関係というの
は倒産が非常に多いのであります。こういうこと
でありますので、この狂乱物価のときにおきまし
ては、スライド制をとっていただいで十分救って
いただいたということでございますけれども、こ
の中小企業対策というものをやはり考えていただ
かないといけないんじゃないかと思うございま
す。この三月時期以降の中小企業対策はどうい
うふうにお考えをいただけるんでしょうか、建設事
業の。

○政府委員(高橋弘篤君) 先生のおっしゃるとお
りでございます。目下中小建設業対策というこ
とを重点に仕事を進めていくべきであらうかと思
います。したがいまして、一般の地元業者とい
うものをこれは活用すると、そのためにはできる限
り分給発注をするというふうなことも非常に指導
いたしております。同時にまた、工事成績が特に
優秀な中小建設業者につきましても、御承知のあ
るランク制の中でも二階級特進で二つ上のランク
で格付けする、CのランクであつてもAの仕事に
これを参加させる、指名するといふ措置もいたし
ておるわけでございます。そういう措置を講じま
して中小に対する発注をふやすとともに、先ほど
から話がやはり出ておりますように、ジョイント
ベンチャー——共同請負制度というものを活用し
たしまして、そうしてその施工能力に応じた規
模の工事についても、やはり中小にも一緒にな
って受注機会を与えるということも指導し、これ
もふえてきておる次第でございます。その他い
ろいろ私どもも、中小建設業に對しましては発注の
面ではそういうことでございますが、金融その他
の面につきましても十分配慮してまいりたいとい
うふうに考えております。

○国務大臣(飯谷忠男君) ちょっと補足しま
す。中小業者の問題については、先ほどの御質問も
ありましたように、私どもいま至上命題というく
らいに考えておるわけでありまして、出先機関に
對しても、都道府県知事に對しても、特に中小企
業を優遇するようにと、そのために具体的ないろ
んな分給方式等もやらせてもらつておるわけであ
ります。一・三三で八千億の、昨年に比べますと
二千五百億ほど多く発注をいたしますが、それも
できるだけ中小企業を対象にして受注の機会を与
えるようにということを示唆いたしております。

し、四月に入りますと早期発注を考へておりま
す。もう三月までに準備を十分整えて、四月に入
ればすぐ早期発注ができるように準備をいたして
おります。その場合にもやはり地方の中小企業を
対象にしてできるだけ発注をいたしたい、このよ
うに考えております。

○上田稔君 ただいまの建設大臣の御方針によ
つて、ひとつ倒産をどんどんしていく中小企業を救
つていただきたいと思います。弱者を救つていただ
きますように、これはお願い申し上げます。

それからこの八千億を出しになるということ
になると、三月いっぱいではとてもこれはできな
い工事が相当できるのではなからうかと思ふので
あります。あるいはまた三月では全然工事をやら
ずに翌年度において——翌年度といふことが、五
十年度において工事をやりになるということに
なるのではなからうかと思ふのであります。そ
ういふ翌年度といふことが、翌年度に債務負担とい
うか、おやりになるもの、こういうふうなものに
對しては、もうすでに新年度の労働単価は恐らく
決まつておるんじゃないかろうかと、例年ですとそ
う決まつておるんじゃないかろうかと、私どももや
つていたときは大体決まつていたから、決まつてお
るんじゃないかろうかと思ふのですが、そういうた
りやなものも考慮しておやりにいただけるのであ
りましょうか、ひとつお伺いいたします。

○政府委員(高橋弘篤君) 先ほど申し上げました
八千億につきましても、私どもこの年度内に完全
消化するといふことで努力をいたしております。
それをもつて大臣が申し上げましたように中小企
業などを中心に行きたいと思つております。先生
のおっしゃいました、その際に、年度末になりま
すものにつきましたの債務負担行為につきました
は新単価をつくらせていただきます、それも一つの
合理的なことでございますので、私どもそういう
新単価を使用いたしまして契約の円滑な執行を
図るといふふうに考えております。

○上田稔君 五十年度の工事でございますが、い
ま早期発注をやるといふことを大臣からお伺い
いたしました。これはひとつ四十九年度のときに
は、総需要抑制の関係から、第一・四半期は何%、
第二・四半期は何%と非常に制限をつけられたの
でございすけれども、全国的に日本の国は北か
ら南までいろんな気象の状況の地域があるわけ

ありますので、第一・四半期に幾らやつて、第
二・四半期に幾らやつて、第三・四半期幾ら、第
四・四半期幾らと、こういう全国をどれか皆画一
的にお考えになるということになると、雪国なん
かは仕事ができないうというのが実態であります。
また、仕事をやりまして、非常に無理な仕事を
やるということが非常に多いのでありますので、
こういう点をひとつ十分お考えをいただいで、五
十年度におきましては、四十九年度のときと大分
事情も違ふのでありますから、そういう制限をつ
けないでおやりにいただきたいと思ふのでありま
すが、いかがでございますか。

○政府委員(高橋弘篤君) 五十年度予算につ
きましては、これは国会で通過いたしました。経済情
勢に従つて早く出す必要があるときは早く出せる
ように大臣が御答弁を申し上げたように準備いた
しております。その際におきまして、私ども四十
八年、四十九年のように抑制的な契約目標率は決
めるべきじゃないというふうに、経済情勢のそう
いう早期発注の時期が来ましたら主張したい
というふうに考えております。積弊地域につきま
しては、四十八年、四十九年とも、過去におきま
しても、特に発注目標率は一般より高くなつてお
ります。もちろんそういうことを十分に配慮しな
がら予算執行を進めていく必要があると思ひま
す。そういうふうに指導いたします。

○上田稔君 そういふふうにとつとお願いをいた
します。それから最近非常に物価が値上がりをして
おるのであります。結局同じ工事額、事業額であ
りまして、仕事の量そのものは減つてきておる
といふのが実態であるといふことでございます
が、したがって、事業量を同じにいたしますと、
工事費が上がつておるといふのが実態だと思ふ
のであります。それで先ほど沢田委員からの御質問
のときに、ランク制といふことを考へて各層の業
界の方々に平等に仕事を出すのだと、さういふ
うにお話をいただいておりますが、いま申し上げ
ましたように物価が上がつておりますから、単

価が上がつておりますから、そのランクの基準といふものもこれは上げていただいておりますのであります。各業者には、たとえば建設省でございまして、登録をお願いいたしますと、A B C D Eというランクをいただいで、そしてその中の工事のようなもの一つに指名をしてもらえる、こういうことになっておるのであります。そういう点がどういふふうになるのではありませんか、説明をいただきたいと思います。

○政府委員(高橋弘篤君) 御承知のように、ランク制につきましては昨年の八月に引き上げております。その前、四十七、四十八年ごろがいわゆる狂乱物価の時代で資材の高騰が非常に激しかったわけでございます。その際に四十六年に決めた金額を大体五割増し程度上げております。今後のことはまた情勢を見ながらいろいろ検討してまいりますが、昨年の八月でございまして、当分ちよつと様子を見たいというふうに考えております。

○上田稔君 そうしますと、E業者、D業者というの相当大きな工事を請け負つてやれる、こういうことになってくるのじやなからうかと思ひますが、そういうことによつて零細業者といふか、中小業者といふか、そういうものがだんだん力がついてくるのじやなからうかと思ひますが、どうかそういうふうにお考えをいただいで、常に思ひをいたしておやりのいたしたいと思ひます。

次に、建設工事の材料の積算についてちよつとお伺いをいたしたいと思ひます。先ほど沢田委員から、たとえば道路の舗装の厚さは一センチごまかせばそれによつて非常に浮いてくるのだと、こういうようなお話が出ておりましたけれども、建設省では、いま道路の厚さのお話が出たので道路をとつてみますと、アスファルトの舗装厚について考えてみますと、これは土木工事というの機、木材を切るように平らにすばつとやるといふことはこれはなかなかできないのではな

からうかと思ひます。非常に大きな面積でありますし、そうして一センチ、二センチの狂ひなく、さあつとやるといふことはなかなか困難だと思ひますが、たとえば道路の舗装厚をやる場合においては、何かこれだけの厚さはどうしても上の荷重から見れば必要だといふものがあると思ひますが、安全といふもの、そういうものをお考えになつておられるのであります。そういうものは考えておられないのですか。

○説明員(宮内章君) いま御指摘の舗装工事を初め、その他の工事でもさうでございまして、工事に必要な余分な材料につきましては、その実態に応じてそれぞれ積算上配慮することになっておるわけでございます。それで、具体的に舗装工事の話がございまして、舗装工事材料につきましましては、いま先生が御指摘の工事面においても多少のロスがございまして、さらに運搬途中のロス等も事実あるわけでございます。こういうものにつきましましては従来とも一定の割り増しを行つておることで積算をしております。ただ、現行の割り増し率が多寡実態と合わないという点がございまして、従来調査をいたしまして、来年度からこれを是正していくという措置をとる予定になっております。なお、これらの調査につきましましては今後ともさらに続けまして、より適正を期していきたいというふうに考えております。

○上田稔君 いまの私が質問をしたのは、たとえば道路の厚さは、九センチは上の荷重からどうしても必要だと、こういうような場合においては九センチといつても下のフリクがあつたり、いろいろ上面でもそんなにずつと真つ平らにするということとは、水準器で計つたようにするということとはこれはちよつと不可能でありますので、設計としてはある程度アローアンスといふか、安全率といふか、そういうものを考えて、九センチなら九センチ五ミリとか、あるいは十センチとか、何かそういう安全性をおとりになるものなのでは、その点はいかがですか。

○説明員(宮内章君) 舗装その他の寸法のアローアンスでございまして、これはそれぞれ一定の誤差範囲を定めておいて、そういうことによつて検査し、検修しているわけでございます。それから実際の積算面のこととは、先ほど申し上げましたように、実態に應じた計数をもつて、そこに余裕を持った積算をしているということでございます。

○上田稔君 いまの私がお聞きしているのは、つまり安全率として設計上十センチでやれと、こういう場合においては、たとえば九センチ五ミリやらいまでは、それ以下に下がつてはもう絶対に上の荷重の面から考えてこれはいけないということとで考えなくちゃいけないけれども、十センチと出した場合に少し余裕があるのだという——余裕が強度上の問題ですが、余裕があるということじやなからうかと思ひますが、そういうことはな

いんですか、十センチないといけないんですか。○説明員(宮内章君) いまのお話、各構造物——舗装も構造物の一つと考えていいかと思ひますが——については、当然プラスマイナスのいわゆる構造上の強さ、その他の機能からいって余裕はあるわけでございます。その意味におきまして、その検査の基準等も構造の実態に應じたアローアンスを持った範囲で実施しているということとでございまして、十センチのものは十センチを一ミリも欠けてはいけないということではございませ

ん。○上田稔君 私は、考えるのに、十センチという厚さで出したと、その場合に設計上という荷重の面から考えて、九センチ五ミリは絶対に欲しいのだと、こういう線があると思ひます。しかし、また一面、十センチとこつと出した場合に、十センチの施工する面において、実際上できないからアローアンスが——アローアンスといふか許容範囲といふものがまたあると思ひます。これは必ずしも一致しないと思ひます。けれども、先ほどの強度上の安全率といふものと、それから今度の施工面における何と申すか許容の範囲といふもの、誤差の範囲といふか、そういう

ものは別個だと思ひますけれども、そういうものが必ずあるものだと思ひますが、そういうことはありませんか。

○説明員(宮内章君) 施工のでき上りの精度につきましましては、先生御指摘のとおり、施工上の実行できる精度を配慮した範囲でアローアンスが定めてございまして。

○上田稔君 したがいまして、この建設省の検査に当たつては、そのいまの施工上の面における許容のある幅といふものがやっぱりあるわけでありましようね。

○説明員(宮内章君) 先ほど申し上げたとおり、施工上、通常考えられる範囲の精度の中でアローアンスは定めてございまして。

○上田稔君 そこで、会計検査院の方、おいでになつておられますか。——ちよつとお伺いをしたいというものは積算をするというふうなことをお考えになつておられるのじやなからうかと思ひますが、例を申し上げますと、いま十センチという設計が出ておると、十センチ以上あればこれはまあよいけれども、十センチをちよつとでも下がつてい、しかし、十センチをちよつとでも下がつてい、しかし、少し誤差がありまして、その分は皆積算をするのだといふようなことがどうもあるように思ひます。もつとも、下がつておる量がいまのアローアンスの外に出てしまつておるといふもの、あるいはまた強度を九センチ五ミリはどうしても必要だと、こつと云つておる、それよりも下がつておる、これは不良工事になります。そういうたものではない、アローアンスの範囲内であつてもそれを積算をしなくちゃいけないというふうにどうもやつておられるように思ひます。ありま

すけれども、この点はどういふふうにお考えをいただいでおるか。○説明員(本村善文君) ただいまの先生のお話でございまして、私どもは設計仕様に従ひまして、工事がそのとおりできたかどうかといふことも、その工事の出来形の検査の面で見ているわけでは

ざいます。それで、いまおっしゃいました舗装工事の件でございますが、舗装工事はいまもお話がありましたように、当然厚さ何センチと決められておりまして、そのプラスマイナスのアローアンスがございます。したがって、そのアローアンスの範囲内でございまして、私どもはこれを指摘するということとは現在やっております。ただ、アローアンスがマイナスの面ばかり出ると、つまり五ミリでも全線にわたって非常に多くの面積にそれが出ているというふうな場合には、あるいは現場で御注意申し上げることはあろうかと思いますが、その範囲内であればそれを精算という、そういうような検査面であらうかという考え方は現在いたしております。

○上田稔君 転圧の問題とかいろいろな面において、十分に転圧、また密になつて、何といひますか、結局強度はあるけれども、ちょっとこう下がる、こういうことになるわけでありまして、そういういろいろなことがあってアローアンスが認められておるのだと思うのですが、そういう場合に精算というの、これはちょっと私は請負の性格上おかしいのじゃないかと思うのであります。この点をひとつ会計検査院では十分御検討をいただきたいと思うのであります。まあ会計検査院は一面から言いますと非常に強者で強いわけでありまして、会計検査でこれはだめだと言われたら、もう全部やり直しをしないといけないというのはいまの実態であります。したがって、そういう点を十分お考えをいただいてやっていただかないと不満というものができてくる。どうかで何とかせぬことにはこれはもうからない、損をする、もうからないという非常に損をする、こういったようなことが起こってくるわけでありまして、そういうようなことから逆に悪い面に走っていくというようなことがあっては、不良工事がわからないところでやられるというようなことがあってはいけませんので、そういうような点を十分お考えをいただきたいと思うのであります。

○政府委員(高橋弘篤君) 建設省の直轄の工事請負書によりまして、三十六条に疵担保の規定がございまして、

○上田稔君 その場合に、たとえば堤防なんかの、土手の堤防、上を張り芝でやってあったり、あるいは筋芝でやってあったり、そういうような堤防につきまして、これを完成後二年間を何か瑕疵担保として見なすという考え方というようにたしかになっておつたと思うのでありますが、これはいかがでございますか。

○政府委員(高橋弘篤君) 瑕疵担保、三十六条というの、御承知のように工事の目的物に瑕疵があるとき、そういう場合に相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求できるという趣旨の、簡単に言いますとそういうものでございまして、それが普通の場合におきましては、これは建設省の場合、二年以内としたしております。請負業者が故意または重大な過失によつてそういうものができたときは十年間というふうにしておるわけでございます。

○上田稔君 その土手の場合でございますと、土の性格というものが、あれはたしか一年以内といひますか、半年以内ぐらいなところでございまして、土というものは固まらないのでありますので、凝集をしませんので非常に雨に対して弱いのが実態だと思ふのであります。そうすると、たとえば一時間に十ミリ以上の雨というふうなものが降ると、すぐにまあ壊れてくるというふうなことが起こるわけでありまして、それからまた張り芝がしてあつても、張り芝というのは、芝をこう切つて、そうしてそれを張つていくわけでありまして、その芝の根が伸びていきまして、まあこれは密着してなかなか壊れなくなつて強くなるわけでありまして、が、壊れなくなつた後の現況における堤防といふものを、これを想定して工事をお出しになつてお

るわけでありまして、瑕疵担保で二年間はこれは考えていくのだということになりますと、豪雨のとき五十ミリ以上降つたとか、四十ミリ、三十ミリの豪雨が降つたというとは別として、十ミリ以上ぐらいの雨というのはしょっちゅう降るわけでありまして、そのときに相当壊れていくのがこれはもう通常だと思ふのであります。こういうふうなときに、これは瑕疵担保だから大体業者に直せと言つておられるのが通常だと思ふんですが、この点いかがでございますか。

○説明員(宮内章君) 瑕疵担保責任につきまして、先ほど官房長が申し上げましたとおり、いわゆる一定期間の無過失責任の範囲内の処置をとつていただくということでございます。それで、いま御指摘の盛り土の土羽打ち工事の場合におきまして、まあ具体的に十ミリ程度の雨が流れたというふうなケースについては、設計が適当であり、かつ施工が善良であつた場合には、通常そういう状態は生じないという考え方でございます。そして、その意味におきまして、設計あるいはその後使用状態、あるいは管理状態に特別に問題がなかつた場合には、瑕疵担保の条項を適用して修復をしていただくというケースがよいといふわけでございます。

○上田稔君 これはいまの現在の施工の状況と、昔直営でやつておられた時分の状況とは違ふのかもわかりませんが、以前私もがやつておつたときにおきましては、工事をこうやりました後にたかされてとれていくというものは、もうこれは当然起こるものというところでそういう修繕をやつておつたわけでありまして、したがって、これよくお調べをいただきたいと思ふのでありますけれども、土質によつても違ふというところで、さういふような個所が相当あるのでは私はないかと思うのであります。それを今度は、建設省はお仕事を出す方の側でありますので、これもまた強者でありますので、これを請負に全部やれというのではなくて、まあ壊れるのがわかっ

ておれば、雨の頻度というのは例年もうわかつておるわけでありまして、それに應じてそういう修繕を見込んでおくと、設計の中に見込むということが必要なんじゃないかと思うのであります。そういう同じようなことが、道路の舗装におきましてアスファルトの舗装におきまして供用開始をしたとて、会計検査が二年ぐらゐ後である、一年後であると、こういう場合に、その道路の舗装の上を重車両が通るわけでありまして、

そうしますと、ちょうど車の真ん中に当たる部分はそんなに変化は起こらないのでありますけれども、わだち当たるところは摩耗いたしまして、少し掘れてくるわけでありまして。したがつて、そこで厚さが変わつてきたり、また非常にこのところがへつこんでいるのは施工が悪いんじゃないかと、こういうようなことを会計検査院の方では御指摘になるわけでありまして。その場合に、建設省の方は今度は弱者になりまして、どうもこことここがへつこんでいたのは、これは自分たちの設計がまずかつたんじゃないかというふうなことから、さらに弱者の今度は弱者といひますか、そういう弱者の施工した方に、こんなへこんだ、これ、だめじゃないかと、それは言われたとおりのことをやつて検査を通過しておりますと言ひまして、いや、こんなものは、これからおまえのところはもうやらないと言われると、また上をこう何かやらなくちゃいけない。交通量によつて摩耗したものに對して非常に強く出られるということが起こつておるのが実態のようでありまして。

○上田稔君 これはいまの現在の施工の状況と、昔直営でやつておられた時分の状況とは違ふのかもわかりませんが、以前私もがやつておつたときにおきましては、工事をこうやりました後にたかされてとれていくというものは、もうこれは当然起こるものというところでそういう修繕をやつておつたわけでありまして、したがって、これよくお調べをいただきたいと思ふのでありますけれども、土質によつても違ふというところで、さういふような個所が相当あるのでは私はないかと思うのであります。それを今度は、建設省はお仕事を出す方の側でありますので、これもまた強者でありますので、これを請負に全部やれというのではなくて、まあ壊れるのがわかっ

ておれば、雨の頻度というのは例年もうわかつておるわけでありまして、それに應じてそういう修繕を見込んでおくと、設計の中に見込むということが必要なんじゃないかと思うのであります。そういう同じようなことが、道路の舗装におきましてアスファルトの舗装におきまして供用開始をしたとて、会計検査が二年ぐらゐ後である、一年後であると、こういう場合に、その道路の舗装の上を重車両が通るわけでありまして、

そうしますと、ちょうど車の真ん中に当たる部分はそんなに変化は起こらないのでありますけれども、わだち当たるところは摩耗いたしまして、少し掘れてくるわけでありまして。したがつて、そこで厚さが変わつてきたり、また非常にこのところがへつこんでいるのは施工が悪いんじゃないかと、こういうようなことを会計検査院の方では御指摘になるわけでありまして。その場合に、建設省の方は今度は弱者になりまして、どうもこことここがへつこんでいたのは、これは自分たちの設計がまずかつたんじゃないかというふうなことから、さらに弱者の今度は弱者といひますか、そういう弱者の施工した方に、こんなへこんだ、これ、だめじゃないかと、それは言われたとおりのことをやつて検査を通過しておりますと言ひまして、いや、こんなものは、これからおまえのところはもうやらないと言われると、また上をこう何かやらなくちゃいけない。交通量によつて摩耗したものに對して非常に強く出られるということが起こつておるのが実態のようでありまして。

○上田稔君 これはいまの現在の施工の状況と、昔直営でやつておられた時分の状況とは違ふのかもわかりませんが、以前私もがやつておつたときにおきましては、工事をこうやりました後にたかされてとれていくというものは、もうこれは当然起こるものというところでそういう修繕をやつておつたわけでありまして、したがって、これよくお調べをいただきたいと思ふのでありますけれども、土質によつても違ふというところで、さういふような個所が相当あるのでは私はないかと思うのであります。それを今度は、建設省はお仕事を出す方の側でありますので、これもまた強者でありますので、これを請負に全部やれというのではなくて、まあ壊れるのがわかっ

ておれば、雨の頻度というのは例年もうわかつておるわけでありまして、それに應じてそういう修繕を見込んでおくと、設計の中に見込むということが必要なんじゃないかと思うのであります。そういう同じようなことが、道路の舗装におきましてアスファルトの舗装におきまして供用開始をしたとて、会計検査が二年ぐらゐ後である、一年後であると、こういう場合に、その道路の舗装の上を重車両が通るわけでありまして、

そうしますと、ちょうど車の真ん中に当たる部分はそんなに変化は起こらないのでありますけれども、わだち当たるところは摩耗いたしまして、少し掘れてくるわけでありまして。したがつて、そこで厚さが変わつてきたり、また非常にこのところがへつこんでいるのは施工が悪いんじゃないかと、こういうようなことを会計検査院の方では御指摘になるわけでありまして。その場合に、建設省の方は今度は弱者になりまして、どうもこことここがへつこんでいたのは、これは自分たちの設計がまずかつたんじゃないかというふうなことから、さらに弱者の今度は弱者といひますか、そういう弱者の施工した方に、こんなへこんだ、これ、だめじゃないかと、それは言われたとおりのことをやつて検査を通過しておりますと言ひまして、いや、こんなものは、これからおまえのところはもうやらないと言われると、また上をこう何かやらなくちゃいけない。交通量によつて摩耗したものに對して非常に強く出られるということが起こつておるのが実態のようでありまして。

のであります。こういう点もひとつ会計検査院、
どうでございましょうか。

○説明員(本村善文君) 舗装の話がたゞいまござ
いましたのですが、おっしゃる通りに、工事が完
成いたしました供用を開始いたします。それから
年月がたちますと、当然車両交通その他の原因で
路面が多少へこむとかあるいは摩耗するとかい
う事態があるかと存じます。それで、私も検査
に参ります際には、引き渡しを受けてから大体一
年ぐらいたつてからのころだと思っております。当
然何がしかのそういう現象が出てくることは予
想されるわけにございまして、私も検査に当た
ります場合には、当然その点は十分考
えた上で検査を現在実施しているということに
ございまして。したがって、いまおっしゃったよ
うな御心配はまずないと思っておりますが、お話しもござ
いますので、まあ私どもの方といたしましては、
なおまたよく関係職員と協議いたしまして十分御
趣旨に沿うようにいたしたいと、かように考
えております。

○上田君 その点をひとつ十分お考えをいた
さいたいと思うのです。
それからその検査を、会計検査をしていただく
とき、まあ竣工検査を建設省がやる場合には、こ
れは工事が終わった直後でございますから、こ
れは検査のしやすいようにございまして、工事
中に非常にとどろが落ちておたらればきれいに
すると、これはまあ当然だと思ふのであります
けれども、今度は会計検査に求められたときに、や
はりこの検査をおやりになるのはきれいにし
てあるほうがよくわかるわけでありまして。たと
えば堤防に芝が植えてある。その芝、あるいは
何と申しますか、その芝がぐつと伸びておつて
野芝である、いろいろなものがこう伸びてき
ます。その芝を全部刈りなさい。で、いまきれ
いに掃除をして検査をしていただく。それから
また上から横のほうの土が落ちてきておると、
その土は全部掃除をして取り除いて、そして
検査を受けると。まあこういうふうなの
が、これは私さう悪いこ

とではないと思うのです。非常にいいことで、
検査もしやすいし、本当にそれによつて検査
ができると思うのでありますけれども、それに
要する費用というものをこれはやっぱり見
てもらうようにするというのが私は本
当じやなかろうかと思ふのであります。こ
ういふような点はどうか。

○説明員(宮内章君) 検査のために要する費用で
ございまして、工事ができ上がつて発注者
側の竣工検査、引き取り検査をやるまでの
間の費用は、通常発注者が負担するとい
うのが原則だと思ひます。なお、一たん
渡した後に、さらに発注者側が別の機
関の検査を受ける費用については、こ
れは発注者が負担するのが原則だと思
ひます。そういう意味におきまして、いま
先生御指摘のように、もう一年もたつた
後、会計検査を受けるために当時の受
注者に負担させた例があるとすれば、ま
あ適當ではないと思ひますので、よく調
べまして、極力そういうことはな
いようにいたしたいと思ひます。

○遠藤君 関連。

関連で会計検査院の方にお伺いしておきたい
のですが、いま上田さんからなる質疑がござ
いまして、これは現実には私は把握して
おりませんけれども、災害や何かで会計
検査院が出ると、その場合に何かおみ
やげで、品物のおみやげがござい
ません。やはりせつかく東北なら東北
に、宮城に、あるいは、何か一つ指
摘していかないときげんが悪いと、そ
ういふふうな話を往々に耳にするもの
です。これはまああうわさで、私はは
っきりその事実がつかんでおりません
が、私は指摘を受けるようなことが全
部ないといふことが最も理想的だと、こ
う思ふのですが、そういうふうな点に
ついて、局長さん、何か感じられて
いる点があったらお話をいただきたい
と思ひます。

○説明員(本村善文君) ただいまお話がござ
いまして、私どもはあくまでもその
検査は公正かつ厳密にやると、こ
れを趣旨としてやっております。

りまして、現場検査その他におきましても十分、
先ほど申し上げましたように、その工事が設計仕
様どおりにできておるかどうかに重点を
置いて検査をしていただくにござい
ます。したがって、検査の結果おみやげとい
うようなお話がございましたが、いやしくも
そういうことがあつては相ならないとい
うつもりで検査を実施してござ
います。

○上田君 いま遠藤委員からお話が出
ましたけれども、これは人間の心理として、
検査に行きや何かつかんでいかにい
けないという気持ちがある、それ
ばかり出るのはこれは当然だと思
ふので、ペタランの会計検査院の方
はそういうお気持ち、卒業をされて、
そうしてよくできているところ
はこれはよろしいと、これで非常
に結構ですと、それは何も指摘を
せずに、これは非常に結構だとい
う御指摘で帰るのではありません
か、やはりおなれにならない方
でございまして、向かないか、何
か悪いことをしているのだから
というところでお探しになる、つ
まりそれが強者なんですね。強
者であるがゆゑに、何といひま
すか、悪くないもので非常に恐
れてやらせるといふところを
ひとつ十分にお考えをいただき
たいと思ふので、特に会計検査
院の新しい方、若い方という
のは土木のそういう工事を
おやりになられたことがない、
御知識が、—そう言う大
変失礼でございまして、な
い方がおやりになつてお
られるのが多いのではな
いかならうかと思ふのであ
ります。したがって、そ
ういふ土の特性とかなん
とかさういふことも十分
に御理解をいただか
ずにおやりをいただく
ことも間々あるんじや
なからうかと思ふので
あります。こういう
点をひとつ十分に御注
意をいただきたいと思
ふのでございまして。
どうかひとつよろしく
お願いいたします。

それから次に、機械費の積算についてちよつと
お伺いをいたしたいと思ひます。これは建設省で
ございまして、機械の損料の積算というものを、
過去の運転時間とか供用日数とか機械の購入

費というふうなものの実績をもとにして積算を
しておられると思ふのでござい
ますが、これはいかがでござ
いますか。

○説明員(宮内章君) お言葉のとおり、実績を調
べ、極力実績に付随するよう
な形で決めているとい
うのをたてまゑとして
おります。

○上田君 これは本
当は、機械の損料とい
うのは、リースとい
いますか民間側の借
賃といひますか、そ
ういふものをもとに
されればこれはいい
んでしょけれども、
日本の現況におき
ましては、リースで
は非常に高くつく
といふことになる
ので、そういう実
績をもとにされる
のだと思ふので
ございまして。そ
の点に、現在です
と四十九年度の工
事そのものを
もとにしてこの積
算をされる、こ
れはやむを得
ないと思ふので
ありますが、その
四十九年度と五
十年年度と、仕
事がふえていく
場合はこれはい
いんですけれども、
仕事量がぐく
り減つたような
場合が現在起
こつてきてお
るんじゃないか
と思ふので、道
路局長さんお
いでになります
が、非常に道
路局はそういう
点で苦労してお
られるのだと思
ふので、それ
も、二〇%減
るというふうな
場合におきま
しては、いまの
機械の損料の積
算というものの
実績から変わ
つてくるんじや
なからうか、た
とえば運転時
間も変わつて
きますし、供
用日数も変わ
つてくるんじや
ないか、こ
ういふことに
対してはやはり
配慮をいた
だけるのであ
りますか。

○説明員(宮内章君) 稼働率といひますか、供
用日数その他につ
きましては、私
どもの資料とし
ては、かなり長
期的な資料に基
づいて一つの計
数を決めていく
というやり方を
やっております
ので、いまの基
準に反映してく
るということに
なると思ひま
す。比較的短期
的なものをその
都度反映さす
といふには事務
的にいろいろ問
題がございま
して困難かと思
ひますが、や
や長期的にそ
ういふ状態に
なれば、そ
ういふものに
基づいた資料
によつて

決めていくというふうになるかと思ひます。
○上田稔君 これはいろいろ工事によつて、予算によつて違ふわけでありまして、こういうような点もひとつ十分お考えをいただきたいと存じます。

次に、住宅建設についてちよつとお伺ひをいたしたいと思ひますが、第二期の五カ年計画の立案時におきましては、必要建設戸数というものをどういうふうに積算をしたか、ちよつとお伺ひをしたいと思ひますが。

○政府委員(山岡一男君) 第二期の五カ年計画の際には、昭和四十四年度から大体五十五年度までの今後の世帯数の増加数、それから老朽住宅、狭小住宅等で新しく需要を要するようなもの、そういうものを全部積算をいたしまして、それから四十五年までの二カ年間分を差引くというふうなかつこうで大体の全体戸数を出しております。

○上田稔君 この中で、公営住宅の必要戸数というものはどういうふうな積算によつておるのでございませうか。

○政府委員(山岡一男君) 四十四年度の収入基準で見まして、大体百二十六万円だったと思ひますが、を基準といたしまして、そういうふうな賃貸住宅を供給すべき戸数の対象となるような皆さんの所得水準から割り掛けをいたしまして戸数を出したものでございませう。

○上田稔君 公営住宅の考え方でありませうけれども、これはいろいろ意識調査も御調査になられておやりのいたしたのであらうと思ひますのでありますが、東京、大阪というところにおきまして五カ年間のものはどういう戸数をお考えをいたしたい、その中で実績はどういうふうになつておりますのでございませうか。

○政府委員(山岡一男君) 第二期五カ年におきまして、東京都ではトータルで十万户の予定をいたしております。それに対して四十九年度末までの実績見込み戸数は約三万四千二百二十七戸というところでございまして、達成率は三四・二%でございませう。大阪は、やはり五カ年計画の中に七万

七千六百戸を計画をいたしておりますけれども、四十九年度末までの実績見込み戸数が四万一千五百五十九戸というところでございまして、達成率は五三・六%というところでございませう。

○上田稔君 この大阪の方も落ちておりますけれども、東京が特に落ちておるといふのは、これは何か伸びない理由があるんですか。

○政府委員(山岡一男君) 特に東京というわけではございませうが、東京、大阪等の大都市におきましては、住宅建設に関連します公共施設整備の整備に伴う地方財政負担が非常に多くなつていくようなこと、それから住環境保全に對します住民要求が非常に高まつておるといふこと等によりまして住宅建設を遅延しておるといふような実情でございませう。それからさらに地価とか建築費の高騰等のために予定の戸数が達成できなかったという点もございませう。

○上田稔君 これに対して何とか伸ばすというか、そういう困窮者というか、に對して何かお考えになつておられる対策がありますか。

○政府委員(山岡一男君) 昭和五十年年度の予算案におきまして特に力を入れたのは、そういうふうな大都市における公営住宅の建設抑制要因を排除したいというところが一つの柱でございまして、そのために関連公共施設整備に關する助成措置を格段に強化をしたという点が一点でございませう。さらに東京、大阪のような大都市におきましては、ちよつと現状を申し上げますと、東京では現在三百六十七万の世帯がございませうけれども、そのうちで約六十万世帯の方は小さい木賃アパートに住んでいらつしやいます。したがひまして、そういう木賃アパートに住んでいらつしやる方をいい家に入つていただく。ところが、従来はそういう方が入られますと、空き家になりましたというふうな木賃アパートの中にまた新しい人が入られまして、その人たちが住宅の困窮を訴えられるということが際限なく続いておりました。したがひまして、住環境の整備と一体となりました公営住宅の建設を促進したい、いわゆる転がし事業で

ございませうけれども、工場移転跡地等に公営住宅をまずつくつて、そういうふうな方々を先に入つていただく。そうしてその跡地を公営の団体等が買い上げまして、さらに公園にしましたり、もう一回住宅にしたりしていく、こういうことで面的な再開発を進めていくという転がし事業を相対的にウエートを置きまして予算を編成いたしております。

それからもう一点は、新しい借地方式を考えまして、市街化区域内の農地等の所有者の方々に對しまして土地を借り上げて、地代を払いながら公営住宅を供給していくという施策を考えております。

それからやはり先ほど申し上げましたように、地価、建築費の高騰等も家が建たない原因の一つでございませうので、公営住宅の規模の拡大、建設単価の適正化という点にともなひ配慮をいたした次第でございませう。

○上田稔君 いろいろお考えをいたしたいので、公営住宅の不足あるいは木賃アパートに入つておられる方々を、これをもつとりつぱなところに入れるという対策をお立てをいたしておられるのは非常に結構だと思ひますのでございませうけれども、公営住宅というのは、これは非常に家賃が安く、補助を受けて家賃が安い。ところが、転がしになりますとやはり非常に高くなるというふうなことでございませうので、こういう点をもうちよつとお考えをいたしたい、安くできるようなものをお考えをいたしたいと思ひます。

それから美濃部東京都知事さんは、最近公営住宅というふうなものを余りやらないで分譲を非常にふやしておられるのはけしからぬと、こういうふうなことを言つておられるんですが、實際上この東京にはそれじゃ余り割り当てをしておられないのであります。

○政府委員(山岡一男君) 東京都も昭和四十六年まではきつめて整々と家が建つておつたわけでございます。四十七年、四十八年、四十九年、いろいろと物価の高騰、資材の品不足等のことが重なり

りました。昭和四十七年度につきましては、当初計画として建設省の方からは約一万九千戸の御提示をいたしました。しかし、実際に消化をしていただいた建設実績は二千七百九十八戸というところでございませう。昭和四十八年にもやはり一万九千戸おやりいただくようお願いいたしましたけれども、実際に消化しただけののは六千九百五十三戸ということになっております。四十九年度はそういうふうな事態をよく見まして、一万九千戸はなかなか大変だということで一万戸を提示しております。それに対して現在まで消化可能という御返事をいただいておりますのは六千四百六十八戸でございませう。

○上田稔君 そうすると、美濃部さんはあんまり自分のところの実態を知らないでこういうことをお言ひになつておられるのかもしれないけれども、建設省としても、そういう建てられる公営住宅というものがもつとふやせるような方策を十分に考えて、用地その他に對してもひとつお考えをいたしたいと思ひますのであります。やはり大都市の住民というものは非常に数も日本の国民としても多うございませうし、こういう方々に不満が残つておるといふことは非常に残念であります。戦後日本の国が非常に高度成長をしたというところで、衣の方におきましてはこれは着る物が非常によくなつてまいりました。世界の各国と比べてこれは遜色のないようになり、食べる方はこれはもう世界で日本が一番ぜいたくじゃないかと言われるぐらいに美食をとるようになったわけでありませう。しかし、住の方はどうも、共産圏の国々は別といたしまして、西欧並びにアメリカの方は非常に日本と比べてよくなつておりますので、こういう点、住宅関係につきましては、ひとつ住宅局長さん大いにがんばつてよくしていただきたいと思ひます。特に意識調査をおやりのいたしたいとおるようでありませうが、この意識調査に基づいてひとつ十分に満足のできるようなものをお願いをいたしたいと思ひますのであります。

ただいまの住宅問題に関連いたしましたして、賃貸方式と持ち家方式、これは長い間いろいろ議論の分かれるところでございますけれども、何といいまして、日本人の性格として、マイホームをいつの日にか持ちたいという、特に最近では若い人たちが何となく快適なマイホームを持ちたいというのが日本人の本来の願望じゃないかと思うわけでございます。特にこのたびは建設大臣が非常にがんばっていただきまして、住宅金融公庫の木造の枠の拡大、あるいはマンションの枠の拡大、非常に結構でございます。その辺の考え方をひとつ住宅局の方で明確にお答え願いたいと思います。先ほども上田委員から、美濃部さんの分譲住宅などちょっと出てまいりましたが、その辺のところの方針をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(山岡 男君) 基本的には公的住宅の供給につきまして、持ち家を重視するのか貸し家を重視するのかということは日ごろから問題になっております。その場合の施策の方向といたしましては、われわれは基本的には国民の皆さんのお要望を中心に施策の方向を定めるべきであるというふうに考えております。

第二期の住宅建設五カ年計画におきましては、全体といたしましては、官民合わせずと持ち家の方に五五％、それから借家、給与住宅に四五％を充てるといふようなことで計画を作成いたしております。それからその中でも公的資金によります住宅、これにつきましては低所得の方に手厚くという趣旨でございまして、持ち家の方が四〇％、それから借家、給与住宅の方が六〇％というふうにウェートを置いた計画を立てたわけであります。

たまたま昭和五十年度の予算におきましては、いま先生もおつしやいましたけれども、やはり民間におきます皆さん方の公庫融資の増額に対する要望が非常に強かつたという点を勘案いたしましたので、公庫融資を非常にふやしております。それと同時に、先ほど上田先生に申し上げましたように

に、東京、大阪を中心として公的住宅が非常に立ちおかれております。それやこれやのことを、事業主体の実情等も勘案いたしまして予算を計上いたしましたので、見せかけでは確かにもう分譲住宅の方が多くなっているというような実績でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、国民の皆様の要望にこたえるということを主にした点が一点でございますが、ただ、公庫融資をふやしたという点を除きますと、公団それから公共団体、公社等がみずから家をつくって供給するもの、その中では賃貸住宅が六五％、それから持ち家が三五％というふうな数字になっておる次第でございます。

それから金融公庫のことにちよつとお話がございましたけれども、金融公庫につきましても、本年度は大都市、木造を例にとりますと三百五十万を四百五十万、それからマンション等々につきましても五百万を六百五十万というふうに引き上げた次第でございます。

○上田秘君　時間がありませんので、私は国土庁長官にはお願いだけ申し上げたいと思うのですが、首都圏、近畿圏、中部圏、大都市圏がございしますが、この中で計画ができておらないのは既成都市区域だけだと思ふのであります。既成都市区域の計画を私は方針を早く立てていただいて、こういうようなことをやるんだということをお決めをいただいて、それに基づいて住宅計画というものも本当はあるべきであると思うのであります。こういう点で今後ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○委員長（小野明君） 午前の質疑はこの程度とし、午後二時二十分まで休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後一時三十七分開會

○委員長（小野明君）　これより委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○遠藤要君　私は、まず大臣に対して、建設省として五十年度の予算、かつまたいま総需要抑制、物価の安定のために総需要抑制を推進しておられるようでございます。そういうふうな点で、予算の面で総需要抑制ということが今後も持続される御方針かどうかということをお尋ねしておきたいと思ひます。

なぜかと申しますと、自分が先般中小企業者の不況対策の懇談会にお招きをちょうだいいたしていろいろお話を聞いたわけですけれども——これは中小企業といつても建設業の中小企業ではございません。その席に行つていろいろ話を、通産省なりなんかでも不況対策のために、中小企業に對して金融の道を聞くいろいろの手を打つておりますけれども、いまの一般中小企業者はただ金融の道を聞いてもらつて不況の危機を突破されるということではない、やはり購買力をそつてもらわなければこの危機というのが突破できない、そういうふうなことを叫んでおられたようでございます。そういうふうな点で、金融機関ももちろんでございますいますけれども、ただ漠然と不況だから金を貸すというふうなわけにはいかないことは御承知のとおりだと思ふ。そういうふうな点で、一番中小企業を救う手は何かということで尋ねたところ、何としてもやはり建設業をもつと大幅にやつ

でもらうということが中小企業対策の一番必要条件だと、こういうふうな中小企業者から強い要請を受けてまいっただけに、私は建設大臣に対して、この総需要抑制という形が今後も持続される方針かどうかということをお尋ねしておきたいと思えます。

○國務大臣(飯谷忠男君) 五十年度予算が総需要

されておりますことは御承知のとおりでありまして、私どもも、建設業本来の使命から考えてみますと、やはり国民の生活環境整備という重要な課題を持っておりますから、そういう面から、単に

景気対策で公共事業が左右されることについてはいささか一言申し上げたい点もあるのですけれども、やはりいま総需要抑制、物価安定というのが最優先されておる時期でありますから、この時期には若干がまんをせなきゃならぬと思って、五十年度の予算もある程度圧縮されたままで認めざるを得なかったことは御承知のとおりであります。

ただ、最近若干景氣対策といった面、緩和という面も出てまいりまして、私は担当大臣として、一日も早くそういう機会が来ることを望んでおるのでありますが、やはりこれはそれだけのタイミングを考えていかなきゃならぬ大きな至上命題のもうわけのことでありまして、私がいま直ちにというわけにはそれはいかないかもしれません。しかし、まあ若干そういう面で緩和せいということとで、午前中いろいろ議論されましたように、一―三月の契約高も精いっぱいのところわれわれは発注することにしまして、しかもそれはできる限り中小業者を対象に考えようということ而努力をいたしております。新年度に入りますと早期発注をやるうということとで準備いたしておりますし、そして上期を大体それで過ごしてみれば、恐らく下期になってくれば景氣の動向というものはわかつてくると思います。私どもそういう場合に、真つ先に必要があれば公共事業の補正をやってもらいたい、やらなきゃならぬ、こういう考え方をもちまして臨んでおるわけであります。

当面の中小企業対策としましては、これも午前中から申し上げておりますように、業者の中の九・何%までが中小業者でありまして、これを育成強化することを考えずして建設行政というものはあり得ないと思っております。そういう意味で、今後の行政の重視も中小企業者対策を最重点として考えてまいりたい、かように存じております。

○遠藤要君　さらに私は、いま大臣からお話を聞いたのでございますけれども、きょうは建設大臣でもございますけれども、三木内閣の閣僚の重要な立場にあられる大臣でございます。大臣は正義

感の強い方であり、自分のやはり自信と責任の持てる閣僚ならばということで、さきに別なポストの御推薦があったときにはお断りをしていって、そういうふうな大臣だけに、建設省の職員の人たちも、あなたの下ならばということで、非常に地味な中にも本当に誠実に努力されている姿勢があります。その中において、建設省内部に二、三の問題があったということで、建設省全部の職員に何か悪いことがあるような印象を持たれるということとは非常に私としては残念でなりません。そういうふうな点で、ひとつ大臣は、やはり厳しい点に對しては鼓舞するという姿勢を今後も保持していただきたい。そして建設省の立場というのは、通産省なり何かと並行して、やはりいろいろな国民生活に直接関係があるんだということを、大臣としてさらにひとつ閣議においても御努力を願うことができないかどうかということをお尋ねしておきたいと思ひます。

○國務大臣(飯谷忠男君) 建設行政は恐らくいままでの中で一番いまだ厳しい状態の中に置かれておると思ひますし、その中でたまたま大臣を拝命いたしました。今年に厳しければ厳しいだけ、そういう条件の中で最善の努力をし、それから新しい工夫を考え、創意をしながら、国民の期待にこたえなければならぬというふうに思つております。建設省全職員は、全部の人が私ははじめに一生懸命に仕事に取り組んでおるのであります。一部いろいろと取りざたされておる問題等もありますが、これはまことに残念なことでありまして、それをもつてすべての職員がそうだと断じて思つておりませんし、ほとんど大部分の人がまじめに公務員としての仕事を尽くしてもらつていてと思ひますから、そういう意味で今後も全力を挙げたて努力をしてもらうように期待をいたしますし、そのかわり公務員としての綱紀はあくまでも守つてもらつて、国民の期待にこたえるようにしなければならぬ、かように存じておる次第であります。

○遠藤要君 さらに私は、先ほど上田委員からお尋ねがあり、お答えがあったようでございますが、中小建設業者に対する建設省の姿勢の問題ですが、いろいろ上田委員に對してお答えがございましたが、かつまた建設省として建設業者を育成強化するという意味で、専門参事官を置いていろいろ指導をしていくという姿勢をとつてくれたことに對しては深く敬意を表したいと思ひます。しかし、その中で中小建設業者が助かるかという点と、むしろ私は大臣に、建設省自体で考えなければならぬ内容がたくさんあると思ひるのであります。

一つは、この建設省の設計の積算といふものが単価の問題であります。この点においても一つの例を申し上げますと、人夫の輸送費といふのがございまして、この輸送費が実際的には建設省の単価は四分の一程度にとどまつてゐる。この面について、四十八年に東北の建設業者大会において、建設省に對して強く要請したようでございます。それに対して、当時の浅間技術調査官が答へられております。そのとおりだということで、しかし、今年の数字を把握した後に直ちに是正したり、こういうふうなことをお答えになつております。しかし、その後は正されたということは承知をいたしておりません。そういうふうな点で、中小企業者が非常にその単価の面において、いろいろの面において苦勞しているというところは、恐らく大臣も御承知になつておられると思ひます。

さらに私は、労賃の問題でございますけれども、労賃も、三木さんは不公平を叫ばれておりますけれども、労賃の問題においても非常に格差がある。そういうふうな点を建設省としては正をされる御意思があるかどうかということでありまして、それに、さらにまた歩掛かりと申しましうか、諸経費と申しましうか、いま東北は出かせぎ対策で頭を痛めている。しかし、中央に出かせぎをすれば地元で働くよりずっと労賃が高いというところで出かせぎをして、そうして戻つてくるときには失業保険をもらひ、失業保険をもらつた

方が地元の労賃よりも高い、こういうふうな結果になつておるわけでありまして。そういうふうな点で、地元の建設業者は、たとえば百の力のある労働者を雇ひ入れようとしてもどうも雇ひ入れることができないので、やはり弱い八十と申しましようか、七十五程度の人夫を使うよりほかないと、そういうふうなことになるから、結局七十五きり仕事のできないものだから、労務費の報告や何か安くなくてはならないというふうな点はある。

しかし、それだけに歩掛かりがそれならば百人の人で間に合うのが、百二十五人必要ののだということになつた場合に、それが設計単価に変わつておるかどうかと申しますと、さにあらず、こういうふうな点がございまして、そういうふうな点をひとつせつて建設省の育成のために参事官まで置いて御指導願ふということでございますけれども、それより先に内部的に建設省としては是正される点が、そうして建設業者を救う道がたくさんあると思ひますが、その点に對してお答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(宮内章君) いま労働賃金と歩掛かりの御指摘があったわけでございますが、労働賃金につきましては、設計単価としまして、御承知の三省協定という協定に基づいて年々調査して適正な設計単価を決めるといふたてまえをとつておるわけでございます。工事の費用としましては、御指摘のように、それにさらに歩掛かりの問題が絡んでくるわけでございます。それで歩掛かりにつきましては、労働賃金の調査と同様な体制をもちまして全国的な調査をやり、それによつて各工種別の歩掛かりを出していくというたてまえで進めていくわけでございますが、ただ、先生御指摘のような非常に細部の地域にわたつての個々の歩掛かりを設定していくということになりますと、従来のやり方ではそこまで細かい区分をした歩掛かりの設定ということがなかなかむずかしいわけでございます。ただ、これから労働力は地域によって極端に高齢化してくる、極端に能率が低下して

くるというような傾向が著しくなるとしますならば、その辺のきめ細かい地域別の歩掛かりというような問題についても私も研究しなければならぬというふうなことを考えているわけでございます。

○遠藤要君 ぜひひとつ御検討をお願いしたいと思ひますが、さらにただいま申し上げた輸送費の問題です。これは建設省は二十五万を最高限度にされておるようでございます。それに対して、先ほど申し上げたように、いま道路局長さんである井上さんもその大会に東北地建局長として御出席になつて、来賓として祝辭を言われておるようでございます。そういうふうな点で建設省自体が改善していかなければならぬということを調査官は説明をされております。それがまだいろいろ総需要抑制その他で忙しくて手が回らなかつたかもしれませんが、やはりこういうふうな面は急速にひとつ御解決を願ひたいと、こういうふうなことをお願い申し上げておきたいと思ひますが、五千円の場合に、実際的には百万は突破しているというふうな数字を私は持つておるわけでございます。そういうふうな点に對して御見解をひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○説明員(宮内章君) 労働者輸送費の問題でございますが、これにつきましては、建設省の直轄工事に限しましては、労働者を宿舎をつくつて近くに宿泊させる場合の経費と、それから一定地域からマイクロスパス等によつて運ぶ経費と、その両方の検討をいたしまして、いずれか適当な方の必要な経費を計上するということで、個々の工事について検討した上で労働者輸送費を計上しているというところでございますが、府県で行つています補助工事の場合は多少やり方が違ひまして、いま先生御指摘の限度額というのは府県の工事の場合でございます。それで、これにつきましてはやはり直轄になつたような方法で改善を図るべきであるということで前から調査をし、検討をしていくわけでございます。近く結論を得なければ関係方面と折衝したいという段階にはなつてゐるわ

けでございますが、残念ながらまだ決定を見てないということでございます。

○遠藤要君 くだいようですが、重ねてお尋ねしておきたいと思ひます。関係方面というのはどの方面でございましょうか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○説明員(宮内省) 財政当局等でございます。

○遠藤要君 財政当局と相談をするということになると、やはり少ないということはお認めになつてゐるわけなんですか。財源さえあればやるといふお考えなんですか。その点お尋ねしておきたいと思ひます。

○説明員(宮内省) 補助工事につきましては、特に災害復旧工事について大蔵省との協議事項の一つになつてゐるものでございまして、そういう意味で協議する必要があるということでございます。もちろんそういうものがはつきり決まりましたならば、財政当局はそれに必要な予算は考慮してもらへるというたてまえだと考えています。

○坂野重信君 関連。ただいまの遠藤委員の質問に関連しまして、先般山陰地方に私旅行したわけでございますが、例の豪雪にぶつかりまして、現地を回つていますが、いと、業者の出ている人夫の皆さん、労務者の皆さんが道路の工事をやっております。雪かきをしたり非常に苦勞しておりましたが、いろいろ聞いてみますと、いま遠藤委員のおっしゃいました人夫の運搬に非常に手間がかかる、作業時間が非常に少ないということ、この歩掛かりの標準の設計の基準というものはあるでしょうかけれども、それを聞いてみると、必ずしも的確に昇なり地建の出先の方で、そういう不意打ちの豪雪等があった場合に、あらかじめ予想できないような問題があった場合に、そういう状態になれていないものだから、果たして精算変更でもしてもらへるかどうかという問題が非常に心配しておりましたし、それからあらかじめ予想されるものでも、標準の設計基準だけによつて、そういう特殊性を認めたような設計の決め方がなされてないという面が相当あるようにござい

ますから、この辺のところの指導をひとつ的確にお願ひしたいということが一点、いまの人夫の運搬の問題につきましては、かねがねあちこちからそういう話を聞いておまして、過疎地帯に行けば行くほど労務者を集めるのに、運搬車は一台がかりで一人か二人しか集まらぬというやうなことで非常に能率が落ちてゐる、その辺の基準そのものを地域によつて何かやっぱり考えるやうなことも必要じゃないか。二つ問題があるわけですが、その辺につきましてひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員(宮内省) まず、積雪寒冷地域の特に豪雪があつた等の場合の処置でございますが、積算に当たりましては、積雪寒冷地におきましては、一般にあらかじめ建設機械の稼働日数が低下するであろうということであるとか、着ぶくれ等によつていわゆる歩掛かりが低下するであろうというやうなことにについては配慮することといたしまして、その補正の方法等も決めてゐるわけでございます。ただ、実際にそれによつて発生した場合、予想してゐた以上に大きな豪雪があつたというやうなケースにおきましては、あらかじめ工事契約する場合に条件を設定しておく。何センチまでの積雪ならば一般状況と認めるが、それ以上になると異常状況と認めるといふやうな特約がなされてゐる場合には、要するに先生のおっしゃるやうな精算的な変更が行われてゐるわけでございます。積雪地帯の地方建設局等ではこういうルールについてかなりきつちり行つてゐるという例が多いわけでございます。ただ、府県工事等の細かいものについては、必ずしもそういうやうにきつちりいっていないというやうな実情もあるやうでございますので、このあたりにつきましては今後十分指導してまいりたいというふうに考えています。

それから労務者輸送費のことにつきましては、先ほど遠藤先生に申し上げたとおりでございますが、特に山間地等の場合には非常に輸送の効率といたしますか、そういうものが悪いというやうな実態もあらうかと思ひますので、そういうものも極力反映できるように今後検討をしてみたいというふうに思つておるわけでございます。

○遠藤要君 その点はひとつ前向きで御努力を願ひたいと思ひます。

続いて、河川関係についてお尋ねをしておきたいと思ふんですが、御承知のとおり、昨年多摩川の災害、あの災害にかんがみて、同種の災害の今後発生を防止するにはどのような措置を講じられてゐるかという点について、まずお尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(増岡康治君) 昨年の多摩川の災害につきましては、この原因その他につきましては御承知かもしれませんが、私も専門家九名の編成で多摩川災害調査技術委員会を設置しております。現在までに十数回の会合を重ねておりますが、これはこれとしまして検討を進めておるわけでございますが、行政的に、私もこの結果を待ちまして、全国の一級水系及び二級水系の計画流量が五百トン以上の河川に設置されております工物、特に床どめ、せき、水門、樋門、樋管、橋梁、こういうものを対象にして総点検を実施は行つたわけでございます。

点検の内容を申し上げますと、床どめ及びせきにつきましては、その取りつけ護岸だとか、護床工だとか、高水敷の保護工だとか、あるいはその部の侵入度だとか、まあこういうもの、あるいはとびらの開閉についてもそういうこと。それから水門、樋門、樋管につきましては、取りつけ護岸がどうなつてゐるか、あるいは堤外水路の護岸がどうなつてゐるか、あるいは管理橋がどうなつてゐるか、とびらがどうなつてゐるか、まあこういうもの、あるいはまた橋梁につきましては、やはり橋梁についての取りつけ護岸がどうなつてゐるかという点に對しまして、私も望ましい基準を提示いたしましてこれを調査したわけでございます。この結果を申し上げますと、精度は十分ではないと思ひますけれども、現在中間報告をちようどまとめた段階でございますので申し上げます。

ますと、点検いたしました工物の総数は、河川管理施設が九千件でございます。許可工物が二万三千八百件、計三万二千九百件ございまして、そのうち基準に満たないものが約六千二百件あつたわけでございます。

これを直轄施行区間の河川管理施設について見ますと、工物の総数が約五千四百件のうち、基準に満たないものが約二千件あるということがわかつてゐるわけでございます。いま申し上げましたこの二千件につきましては、緊急度に応じまして分類いたしまして、緊急度の高いものから施行いたしますか、直していただくということでございます。この中ですぐやらなければいけないという数でも約三百七十件あるわけでございます。なお、直轄施行区間以外の知事管理区間につきましても同様な検討をいま現在行つておる途中でございます。

なお、多摩川災害が起りまして直ちに緊急的にやらなければいけないというものは六十四カ所ございまして、これは全部終わつておりますが、先ほど申し上げました総点検の結果に基づきまして、緊急度の高いものから順次護岸、護床工の補強等を実施していきますし、改築を必要とするものは、河川改修の進捗状況に合わせまして可能な限り順次改築していくという姿勢をいま持つておるわけでございます。それから直轄施行区間に設けられております工物の中で、河川管理施設で特に緊急度の高いものにつきましては昭和五十年から対策工事を実施するというところで、できるだけ早くこれは完了したいということを考えておるわけでございます。許可工物につきましても同様な処置をいま検討しておるわけでございます。たとえば昭和五十年の案によりますと、約五億円近い金で百六十一カ所については緊急にやろうというのをいま決めておるわけでございます。いま先生がおっしゃいましたやうに、多摩川の教訓を早く実施に移そうというところで、限られた予算の中を十分配慮いたしまして努力しておるということを御報告申し上げます。

○遠藤要君 さらに中小河川、特に生活に密着しているといふように、小河川に対する改修というものが非常に多くあるという声をいろいろの面から聞いておりますが、それに対する河川局としての対策をお聞かせいただきたい。

○政府委員(増岡康治君) いま先生がおっしゃいますように、中小河川が最近とみにこの改修の要望が強いことは、考えてみますと、非常に全国的に各地方の都市あるいは山村におきまして、もっぱら地域開発がなされておるわけでござい

ますが、それが非常に中小河川の整備がおくられてマツチしないという問題になって、四十七災、四十九災のいゝんな災害が出たわけでございまして、また普通の年でも中小河川は災害を受けるというところでございまして、そのような観点でございまして、教年前から中小河川の保護が直轄河川を上回る予算がつけられたわけでございまして、昭和五十年年度予算案におきましても、緊縮予算でございまして、いゝゆる治水事業の河川補助事業といふことは、前年度予算の約四割を伸ばすことにいたしました。総額が事業費で申し上げますと千六百五十億円を計上しております。関係機関との調整を図りながら事業を円滑に進めようと考えておるわけでございまして、なお、直轄河川事業が千四百二十九億円でございます。直轄事業よりは約二百二十億円多く計上しておるわけでございまして。

なお、非常に生活に密着した川の中で、一級、二級以外に準用河川というものがございまして、最近はこの準用河川につきましては、御承知のとおり昭和四十七年に河川法を改正しまして、いわゆる一級、二級のひげ河川も採用できるようにしまして、市町村管理を強めてきたわけでございまして、けれども、五十年年度予算におきましては、準用河川が非常に大切になったということでございまして、新たに準用河川改修補助制度を創設することにしたしまして、これ約百八十本選んでおりますけれども、こういう生活に密着したものに国費の補助を与えるということが五十年年度予算案の中

では決められてきたということでございまして、今後ともこの中小河川につきましては特に重点を置いてまいりたいと思っております。でございます。

○遠藤要君 いま一つは、地下水、地盤沈下の問題でございますが、この点について建設省は地下水法案を提出することに検討中だ、こう聞いておりますけれども、その状況はどういうふうになっておるかお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(増岡康治君) 地下水法につきましては、河川局におきましては長い間研究してきておるわけでございまして、特に最近におきまして私どもは、建設省内におきまして、学識経験者をもちまして構成されます地下水管理制度研究会を設置いたしましたわけでございまして、その結果が昨年の十一月に同研究会から、その検討結果を基本としたしました総合的な地下水管理制度が創設されることとが望ましいという旨の報告を受けたわけでござい

ます。それで建設省といたしましては、その研究会の報告を基本といたしまして、地下水法案を本国会に提出したいという一つの目標を掲げておるわけでございまして、建設省で考えております地下水法の考え方を、基本的なものとしまして現在各省といまいろいろとお話を進めておる途中でございます。

○遠藤要君 それでは道路局に対してお尋ねをしたいと思ふのですが、これは大臣並びに局長に申し上げたいんですが、私は、いま三木内閣において提唱されている、国民に呼びかけていると申しましようか、資源は有限だと、節約していけ、こういうふうなことを言われております。そしてかつまた環境の保全、そういうふうな面においても強く推進されておりますけれども、それを一番先に推進すべき立場にある道路局が、一番国民にむだをさせているのは道路局だと、こう私は申し上げたいんです。大変極論で恐縮でございますけれども、いま自動車は高度に進歩をし、生活また高度に成長している。その中においておくれいているのは道路ではないかと、こう思ふのです。たとえ

ば、普通ならば二十分で行くところが一時間半かかる二時間かかるというのが常識です。自動車で二十分で行けるのが二時間かかるという交通が麻痺しておった場合、その自動車はエンジンをとめて信号待ちをしておるかと、そうじゃありません。全部がエンジンをつけて排気ガスをまき散らして待っているというものであります。そういうふうな点を考えると、資源は有限だから大切に使用しようということになった場合に、やはり交通麻痺の解消にもっと全力を挙げなければ、それが私は環境を守り資源をやはり大切にすることを、道路局は一番総需要抑制の元凶かのような顔をして一番減らしております。私はこういうふうな点で、国民生活に、かつまた政府として指導している方針と逆行しているのではないかと、こう思ひます。大臣の御見解をただしておきたいと思ひます。

○国務大臣(飯谷忠男君) 五十年年度の予算で建設省関係ではやはり一番圧縮されたのは道路予算であります。その他住宅とか下水関係はかなり伸びしております。それから治水関係にいたしましては、どうやら昨年度の線は食い込めておりますけれども、昨年度よりダウンしているのは道路予算だけでありまして、私もまことに残念に思つておるわけであります。これは特に大型のプロジェクトのものがかなり規制されておるわけであつて、一般の生活道路関係はそうでもありません。標準以上になつておることは事実であります。ただお説のように、道路が非常に混雑をして、そして交通渋滞のためにむしろ公害をまき散らしておる、おっしゃるとおりであります。これは率直に申し上げまして、必ずしも道路行政の責任——これはまあ道路が完全にできておれば問題はないわけですが、人口はどんどん都市へ集中をするし、車はふえるし、それに道路が追いつかなかつたというところが、結局それが責任と言へば責任かと思ひますけれども、それを解決していくためにいろいろいま苦勞をし、努力をいたしているわけ

けでありまして、そういう面でもひとつ特に議會の方の御協力も賜りたいし、今後私もがそういう抑制が緩和されて公共事業をひとつさらに進めていくためには、真つ先に道路予算を復活を要求いたしますから、議會の方でもぜひひとつ御協力をお願いいたしたいと存じます。

○遠藤要君 まあ、大臣が、次には、復活のときには道路予算については一番先にやるということですが、私は三木さんの言っていることを、それ自体をやはり忠実にやっていくのがお役所でなければならぬと思ひます。われわれじゃないんです。ですから、物を節約せい、環境をよくしろと言ふときには、やはりそれに相応するところの予算を私は確保すべきだと。ところが、一番道路局の予算が減つておるということでございますので、まあ総理の言っていることと役所のやっていることは全く逆行しては申し上げませんけれども……。

そこで、私は道路局長さんにお尋ねをしたいのですが、交通の非常に麻痺状態にあるところの十字路ですね、これを何とか立体交差の方向で麻痺解消の——できる限り信号機を使わないというふうな道路に改善するお考えはないかどうか。

○政府委員(井上孝君) 先生も御承知のように、道路整備五カ年計画に基づいて私も仕事をしておりますが、五カ年計画の中では特にいま御指摘の道路と道路の立体交差というものは、交通渋滞の激しい大都市につきましては、バイパス工事あるいは環状線をつくりまして、むだな交通を都心の渋滞のところへ入れない、外側を回してしまふという施策が最も根本的な解決を図る施策であると思ひます。特にこの五カ年計画におきましては、環状線の建設あるいはバイパスの建設というのに重点を置いて実施しておるわけでござい

ます。先ほど先生御指摘のように、総需要抑制下で道路予算は圧縮を受けたわけでございまして、圧縮を受けただけにやはり重点的にこういったものを実施していくというつもりで臨んでおる次第でございます。

○遠藤要君 豪雪によって生鮮食料品が高騰する
という事は、あれは道路局長どういうふうなた
めだかお教え願いたいと思ひます。

○政府委員(井上孝君) むずかしい御質問でござ
います。私、道路局長でございますから、道路
に關係いたしましては、先般の豪雪のときにも国
道八号線でございますように、除雪が手が回ら
なくて道路が閉鎖されました。地方から大都市へ
持つていく生鮮食料品のトラックが運行できなくな
ったというふうなことで、恐らくは生鮮食料品
が都市におきまして高騰するというようなことが
最も道路關係でははつきりした現象ではないかと
思つております。

○遠藤要君 そうしますと、局長、やはり道路と
いうのは国民生活に直結しているということは御
認識になっておられるわけですね。

○政府委員(井上孝君) 強く認識いたしております。
○遠藤要君 まあ、強く御認識のようでございま
すので、次の機会まで私は、予算の建設大臣の正
義感に燃える御意見もございましたので、しばら
く余り文句を言わないで待つていたいと思ひます
が、さらに私は道路事業にかかわる環境保全の対
策について局長にお伺いしておきたいと思ひま
す。

○政府委員(井上孝君) 自動車交通に伴います
いわゆる交通公害には、騒音、振動あるいは排気ガ
ス等がございます。こういった各種の交通公害を
防止して道路環境の保全を図るというためには、
自動車の改良、あるいは道路そのものの構造の改
善、あるいは広く道路周辺の土地利用の適正化、
あるいはさらに都市再開発というふうな各種
の手段、また場合によっては交通規制という警察
關係の施策の強化というふうな各種施策が総合的
に進められなければならないというふうに存じてお
ります。

私ども道路に關係する者といしまして、沿道
の環境保全を図るために、現在のところ次のよう
な施策を構じております。まず第一が、先ほど申

し上げましたが、都市の生活環境を良好な状態に
確保するため通過交通をまず排除するということ
で、環状線あるいはバイパスを建設する、これが
第一でございます。それから二番目には、幹線道
路の整備に当たりましては周辺の、たとえば住居
地域でございますれば居住環境を良好な状態に保
つために道路構造の改善を図る。そのためには、
具体的にはたとえば必要に応じて道路の両側
に十メートルないし二十メートルの土地を余分に
買収いたしまして、そこに遮音壁とかあるいは植
樹帯というふうなものを設置して、環境に対す
る、自動車交通の及ぼす周辺に対する悪影響を最
小限にとどめるような構造にするということを考え
ております。それからさらに三番目には、より
根本的に、たとえば掘り割り構造にする、あるいは
場合によっては日照等の問題もございしますが、
道路そのものを高架構造にするというふうなこと
で対処する。それからさらに来年度から特に強力
に進めたいと思つておりますのは、既存の道路の
緑化対策でございます。既存の道路の道路敷の
中に余裕がございまして、そこに植樹をするとい
うようなことで対処していきたいと思つていま
す。また、今後の問題でございしますが、やはり幹
線道路の両わきには静穏を要するような住居地
域があるということ、そういった土地利用そのも
のが実は公害の原因でございしますので、沿道の土
地利用を規制する、あるいは誘導するといふよう
な有効な措置がないかというふうな点も今後検討
してまいりたいというふうに考えております。

○遠藤要君 さらに、交通安全対策について建設
省はどのような対策を講じておられるかというこ
とと、地域住民の生活の基盤でもある地方道です
ね、それに対して、特に市町村道に対してどのよ
うな配慮をされているかということをお伺いいた
ささせていただきます。

○政府委員(井上孝君) 交通安全につきまして
は、道路局のみならず建設省としては各局がそれ
ぞれいろんな施策を進めております。まあその中
心になりますのは道路局で所管いたしております

交通安全施設の整備でございまして、御承知のよ
うに、交通安全を図るために、交通事故の防止
を図るために昭和四十一年度から二回にわたる三
年計画の後、昭和四十六年から現在五年計画
で交通安全施設の整備を進めておられるわけでござ
います。来々、昭和五十年年度はその最終年度に当
たる。この安全施設整備に当たりましては、道路交
通上最も弱い立場にありまして歩行者及び自転車
の利用者をまず安全にするということに重点を置き
まして、歩道及び自転車道の整備を最も重点とし
て実施いたしております。先ほど御指摘もござい
ましたが、来年度の道路整備事業、非常な圧縮を
受けておりますけれども、その中でも交通安全施
設の整備はやはり重点的に促進する必要があると
いうことで、事業費五百五十七億円、これは前年
対比で五%の増でございます。計上いたしまして
歩道及び自転車道の整備を一層進めたいというふ
うに考えております。それから市町村道の整備は、
もう御指摘のとおり地方道の中でも市町村道は
非常に整備がはかばかしております。改良率でわず
かに二〇%、舗装率で二二%という程度にとど
まっております。これこそ国民の足元道路とい
いますか生活の基盤となる道路でございまして、
従来の幹線重点の道路整備の進め方を転換いたし
まして、この生活に直結する市町村道の整備に重
点を置くように考えております。昭和五十年年度に
おきましては、先ほど来申し上げております圧縮
予算ではございしますが、市町村道につきましては
前年より二%増という精いっぱい事業費をつ
ぎ込んで整備を進める予定でございします。

○遠藤要君 さらに、町村道の問題から局長なり
の御意見を伺ねしておきたいと思ふんですが、
いま府県道なり町村道なり、国道にもあると思
いますが、よく穴があいたと、そこにオートバイや
何かで入って転倒してけがをした、また生命が
云々というふうなことでよく裁判されたらなつて地
方自治体が敗訴している、そういうふうな問題が
たくさん出ておりますが、こういうふうな点に対
して、大きい果なり何かの場合は問題はないと思

うのですが、小さな自治体でそういうふうな事件
を、事故を起こしたということになると大変財政
負担が厳しい、そういうふうな点があるが、果な
り市町村なりに対して、それに対する対策とい
うような点を道路局自体で何とか配慮願えないかど
うかということをお尋ねしておきたいと思ひま
す。

○政府委員(井上孝君) 御指摘のとおり、最近道
路の管理瑕疵に基づきます賠償事件が非常にふえ
てまいっております。また、道路管理者が裁判
の結果敗訴するという事案が大変ふえておりま
す。最近では一番大きいのは国でございますが、
飛騨川のパス転落事故が控訴審で敗訴いたしまし
て、これなどは一件で数億という賠償金を支払う
ということになったわけでございします。こういう
事例がたくさん出てまいりますと、御指摘のよう
に財政力の弱い市町村はきわめて不安だろつと思
ひます。その結果、市町村、主として市町村で
ございしますが、最近自衛上損害保険に加入するとい
う事例がふえてきております。私どももこういう
現象に対しまして、道路管理責任に関する共済
制度を何かつくる必要はないか、また地方自治体
等からも非常にそういった要望が強くなりまし
て、私どもも内部でその必要を痛感いたしており
ますので、ただし、道路管理以外のこういった災
害等にもいろいろ及ぼす影響がございしますので
大変むずかしい問題があるろつと思ひます。したが
いまして、とりあえず来年度予算で調査費を計上
させていたいただきまして、至急民間の学識経験者等
の御意見も伺つて、この道路管理に関する責任賠
償の共済制度について検討、研究を加えたいとい
うふうに考えております。

○遠藤要君 時間がなくなりましたので、一つだ
けお願いしておきたいのは、一つは、先ほど申し
上げたとおり世界は有限資源だ、こういうふうな
ことをひとつ御認識をちょうだいいたしたい。三
木総理の提唱している物の節約ということにひと
つ建設省も御協力を願いたい。それにはまず何と
しても油の節約、環境保全という点で道路の整備

をもつと一層力を入れてもらいたいということを要請しておきたいと思ひます。

それからいま一つは、建設省なり道路公団でいろいろ計画されて土地の折衝をされ、いやいやながら農地やんかを手放している、それがなかなか建設省の予算が流れてこないで、工事が着工されないということになると、県なり町村なりで建設省に協力して農家に御理解をもらってやつた、しかし、二年も三年もその道路の姿が見えないということになると、一体住民感情としてどうか、そういうふうな点も十分御配慮をちょうだいいたし、国民生活の足であり、生活の糧でもある道路行政ということに対して格段のひつ御努力をお願いいたしておきたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○坂野重信君 私は、建設大臣と国土庁長官の所信表明に關連いたしまして、公共事業と地域配分というふうな問題を中心としていたしまして御質問申し上げたいと思ひます。

その前に、約一年半にわたりまして、まだ何カ月か知りませんが、大変厳しい総需要の抑制の中で公共事業というものの圧縮、抑制というものが続いてまいりました。私どもが地方を回つてまいりますという、地方の町村長さん、あるいは地元の方から、先ほど話がありましたような道路の整備であるとか、あるいは河川改修というふうな問題につきまして本場に切々たる訴えというものを耳にしていまして、昭和五十年の予算という観点からいまして、昭和五十年の予算におきまして、まことに私どもの立場からいいますと、そういう皆さんの要望を満たすだけにはまだまだ非常に不十分な予算ではなかったかというのを考えているわけでございます。建設大臣を始め皆さんがあの予算の編成期において昼夜を分かたず懸命に努力された姿ここに想起するわけでございます。

公共事業の性格をいろいろ考えてまいりますという、私は二つの考え方に分類できるんじゃないかと思ひます。一つは、生活環境保全型のよ

うな公共事業、これは主として都市地域を重点としたいいわゆる既成の地域に対する生活環境、公害の除去というものを含めたそういう環境保全型の公共投資、それが一つのカテゴリーじゃないか。もう一つの問題は、開発のおくれた地域に対してはおおげな開発主導型の公共事業というふうなことに考えられるんじゃないかと思ひます。そういふ立場からいまして、三木内閣のいわゆる福祉政策、その政策に沿いましたような予算の編成が少ないうちでも行われましたことは非常に私共喜んでおります。つまり生活環境の整備といひますか、その関連事業としての住宅予算、あるいは下水道、あるいは公園というふうなものが、建設大臣の所信表明にございましたように、そういうものが重点とされているのは大変結構でございます。また、そうあらねばならぬと思ひます。

でございますが、これは考えてみますという、都市地域がどうして中心になるわけでございます。恐らくいま建設省で予算の配分作業が行われている、予備的な作業が恐らく進んでいると思ひますが、そういう中におきまして、恐らくそういう生活環境整備的な事業というものが、都市地域というものが重点になつてくるんじゃないかというふうな点に考慮をしております。先ほど話がありましたように、道路予算は残念ながらマイナスの経過をたどりました。これは歴史的に見て、ここ数年間なかったことではないまして、建設大臣初め道路局長、恐らく内心では非常に残念な私は気持ちでいっぱいだと思います。率に出ても、河川にいたしましては余り伸び率が出ておりません。そういうことを考えてまいりますと、本場に開発を望んでいる地方に対する公共投資というものが、特にこの厳しい予算の中において手薄になつてくるんじゃないかという点が考えられるわけでございます。

そこで、その辺の考え方を、建設大臣としてはどういふような考え方で一体今度の昭和五十年の予算の執行というものを考えにないかと思ひます。その辺をまずお伺いしたいと思ひま

す。

○國務大臣(飯谷忠男君) 坂野さんはこの道の専門家であります。もう多くを申し上げることなと思ひますが、本年度の予算がどうなるかという形でございます。総需要抑制、特価安定という至上命題があるものですから、私どもはこれはやむを得ないとして一応この案をのんだわけでありまして、本来公共事業というものは、ヨーロッパに比較してしましても大変おくれる社会資本を充実していく、そして国民生活環境をよくする、あるいは国土保全をする、そういったような何となく国民の生活基盤を守る重要な基本的な使命を持つておるものであります。それから、これらの総需要抑制といったようなことでも、左と右のバランス、私どもには大変はかり知れないものがあるわけでありまして、これは時代の流れでありますからやむを得ないとしたしまして、そういう厳しい予算の中で今後の運営はなおさらわれわれは厳しい態度を持ち、さらに緊急、重点の度合いを考慮しながら処置をしていかなきゃならぬと思ひます。生活環境関係、住宅、下水等の重点を伸ばしていくのは当然でございますけれども、道路その他治水等の公共関係、これ何となく、これもまた地方の非常な執行にいかんやないと思ひます。そういう意味から考えますと、乏しい、少ない予算の中からも地方開発の推進に十分留意をして、これに重点を置いて今後の問題を考へていかなければならぬ、かように存じておるわけでありまして、

いずれにいたしましても、非常に私も予算編成から今後は予算審議をして、最後は予算配分等の時期にかかってくるわけでありまして、いろいろな方面からの陳情、要請をいただいておりますけれども、ほとんどその大部分がやはり一番厳しい圧縮をされておる道路とか治水とかそういった面に非常に圧倒的な要望があるというところは、それだけ国民自身がこの予算に対してきわめて大

な期待を寄せておるということを物語るものであります。そういう国民の期待にこたえていくたことでも、今後のたとえば総需要抑制緩和といったことで補正等が考えられる場合においては、そういった面を十分配慮しながら努力をしていかなきゃならぬ、そういう考え方を寄せております。

○坂野重信君 そこで、私は先般文藝春秋の三月号に一つのおもしろい記事を見ましたわけでございます。これは東京府を初め主として大都市の革新の知事さん方の地方自治の状況というものが、いろんな報道記事が載っております。この記事は果たして私は正しいかどうかは知りません。それによりまして、比較的東京等において非常に公共事業というものが執行しにくくなつていまして、その知事さんの方の姿勢があるかと思ひます。その批判は避けず、さういふことで、私は田舎の方と地方と比べてみますと、さつき申し上げたように、地方に参りますと、さつき申し上げた非常に陳情なり要望というものが熾烈なものである。大都市においては道路をつくれれば、反対だ、御免こうむるというふうな傾向が非常に最近顕著になつておる、しかも一人一人の事業を持つていこうとしても、一人の反対でもあれば、これは公共事業はやらぬというふうなことで、東京都の住宅建設等も、午前中上田委員から質問がありました。なかなか進捗していません。ということからいまして、私は予算のそういうところの後の配分等につきましては、その辺のところもひとつ実行可能なやうな配分というふうなこともあわせて考慮をする必要があるんじゃないかと思ひます。その辺、御見解をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(高橋弘鷹君) 予算配分の考え方につきましては大臣が申し上げたとおりでございます。先生もおっしゃいましたように、大都市の予算は確かに生活環境保全的なものが多いわけでございます。これもやはり地域住民の意見を十分聞きながら生活環境の整備改善をしていく必要がありまして、もちろんこれも留意していく必

要がありますけれども、何と言いましても、やはり確かに地方におきましては社会資本、公共施設の整備の仕方が非常に不足でございます。日本国土を有効に使っていくというためにはそういう基礎的な施設を十分に整備していくことが必要になってきます。しかし、地方におきましても、やはり地方の住民は、最近の国民の意識の変化によりまして、生活環境、身近な公共施設整備ということも望んでおりますので、市町村道その他について重点を置いて道路の予算を乏しい予算の中で組んでおる次第でございます。そういうことで、先生のおっしゃったように、地方について、まだ期待されている公共施設の整備に対しての期待が大きいわけですから、十分それに対しての配分が必要でございます。

その地域配分のことをちょっと資料で申し上げますと、大都市圏とその他地域を比べますと、昭和四十五年に大都市圏が四一・三％、その他地域が五八・七％の建設省の予算の事業費の配分でございます。それが四十九年には大都市圏が三七・七％、その他地域は六二・三％ということとで徐々にふえてきております。来年度の予算につきましても十分ひとつそういう点に配意しながら予算の配分を考えていきたいということで、私も内部でも予算配分のいろいろな考え方をまとめるために幹部会議を開きまして、従来のやり方にも再検討を加えて、そして十分そういう趣旨に沿えるようなことを考えておる次第でございます。

○坂野重信君 次は、国土庁長官に御質問申し上げます。

金丸長官は、御承知のとおりに先般首都移転問題についての超党派の議員懇談会をみずから主催されて、それに基づいてやった。そういうことを考えましても、非常に全国の国土のバランスのとれた均衡ある発展を図るということについては、非常に私は熱意を持ってお考えになつていて、いうことをかねがね敬服している次第でございますが、国土庁としては、第三次の全総計画の策定作業が着々進んでおると思っておりますけれども、その中

において、いま議題にしております地域の発展、地域開発といいますが、そういうものと公共事業との配分といいますが、その辺の基本的な考え方をどのように長官はお考えになつておるのか、その辺の御意見を承りたいと思つております。

○国務大臣(金丸信君) お答えを申し上げます。国土庁といたしましては、均衡のある地域社会をつくり、また過疎過密を解消するというような考え方を、また先ほど来からお話がありますように、東京に道路をつくることとえばこれは反対だ、私も道路をつくるということが果たしていいのかどうかということについては非常に考えさせる問題点もあると思うわけであります。たとえて言へば、東京に道路をつくった、道路をつくったが、そこにまた人が集まり、そこに自動車が集まる、公害はますますふえてくるというようなことを考へてみると、どちらにしてもこの均衡のある地域社会をつくるという考え方は、政治的にも考えなくちやならぬということを考へてみますと、その受けさらである地方という問題について最大の関心を持つべきではないかと、こういうことを私は思うわけであります。そういう意味で地方の河川にいたしまして、道路にいたしまして、もちろん東京のこの現状に対して、このままでいいというわけにはいかぬ、これは都市の再開発をやらなくちやならぬ。あるいは環境の問題、あるいは公園の問題、下水道の問題等については十分な考慮を払うべきであるけれども、いわゆる過疎過密、均衡のある地域社会、こういうことを考へますと、まず受けさらというものを考へて、それに対処するということとを私たちは考へていかなければならぬ。昭和五十年にいわゆる第三次新全総を計画をいたして五十一年から発足させるという、それに当たりましては十分各省庁と連絡をとり、ただいまの問題につきましては十分建設省とも連絡をとりながら計画を立ててまいりたい、このように考へておる次第であります。

○坂野重信君 両大臣のお話わかりましたので、十分国土のバランスのとれた均衡ある発展を図れるようにひとつ今後の執行をよろしくお願い申し上げます。

次に、国土庁長官の所信表明の四ページの一番最後のところに、先般お話がございましたそれを引用いたしますと、「国土庁は、地域住民の福祉の向上に重点を置いて、魅力ある地方都市と農山漁村の整備を総合的かつ計画的に推進してまいります。」、まことにこれはそのとおりだと思つております。そこで建設省は、かねて私も在官中でございましたが、地方生活圏整備構想というものを計画局が中心になつて推進しておるわけでございしますが、どうも近ごろ若干地方生活圏の整備という問題が建設省内において低調になつたのじやないかと、私が地方を回つて参りますという、むしろ地方の皆さんから建設省の地方生活圏はどうなつておりますかと、かけ声をお立てになつたけれども、さっぱりその後アフターケアやつてないんじゃないですかというような声を再々耳にするわけでございまして、いや、そういうことはありませんと、これは自治省の広域圏とまた別の形でタイアップして十分やつておるのだというようなことを申しておるわけでございまして。いろいろ批判はありますが、列島改造論の盛んに議論されましたときも、この地方生活圏という問題もその一環としてずいぶん議論されたわけでございしますが、その後、建設省がこの地方生活圏にどのように取り組んでおるのか、また昭和五十年の予算においてどのようにこれをひとつ表現、具体化していかうと思つていらっしゃるのか、その辺をひとつ明らかにお願いいたしますと思つております。

○政府委員(大塚洋一郎君) 地方生活圏の構想につきましましては、坂野先生御在任当時からよく御存じのとおり、昭和四十四年度から都市を中心としします大体系四十万ぐらいの生活圏を全国で百六十三設定しております。整備計画をつくつておるのでございます。これは都道府県から上げさせて、これを整備計画としてつくつてあるわけでございまして、昭和四十八年度からこれらの圏域の中で特に緊急を要する、緊急度の高い、効率

の高い地域を逐年選定いたしました所管の補助事業の傾斜的な配分を行つてきておりまして、四十八年度におきましては八圏域、四十九年度におきましては十一圏域と、現在十九圏域につきまして、これを対象として大体系普通事業規模に一〇ないし一五％程度の事業費として上積みをして重点的配分を行つておる、こういうやり方でおるのでございます。ところで、最近国土利用計画法によりまして国土利用計画の策定であるとか、あるいは全国総合開発計画の改定作業という一連の関連する計画が進行しております。そこで、このわれわれの発想としてましては非常にユニークな発想だと思つております。この地方生活圏の構想というものは、しかし、これらの計画との整合性をとる必要があると考へまして、現在これが一層生かされるように、地元からも真に喜ばれるような形に持つていくことを考へてその改定をしたいということとで、その中身の改定をいま考へて検討している最中でございまして。これが十分生かされるような形で何とか重点的に改善したい、かような気持ちでございます。

○坂野重信君 ひとつこの問題は大変重要な問題だと思つて、いわゆる三木内閣の福祉政策とも相通ずる問題でございまして、地方の農山漁村、地方都市とともに一体として整備を図つていくというところでございまして、大いにひとつ推進をお願いしたいと思つております。

時間の関係もありますので次に移させていただきます。

地下水の問題、先ほど遠藤委員から若干話が出てまいりましたが、建設省を中心に地下水保全に関する総合的な立法をいま考へておるようでございまして、これは大変時宜に合ったこととございまして。また、環境庁の方ではまた別途に地下水の規制を中心とした法案を考へておるようでございまして、またこういう基礎的な法律とともに、緊急措置的な古賀私案というふうなものも出ておりますが、まず建設省にお尋ねしたいのは、地盤沈下の問題とこの保

全法との関連でございますが、まず地盤沈下の実態というものをどういうぐあいに認識されておるか。それに基づいて地下水の保全法案の基本的な、簡単に結構でございますが、考え方はどうか。各省に対していまだの程度の働きかけをなされておるかということをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(増岡康治君) 地下水につきましては、直接いわれる障害というものが出ておりますので、最も著しいのが地盤沈下でございます。この地盤沈下が全国二十六都道府県に及んでおるといふ事態を正視いたしまして、あるいはまた私どもの方で河川、海岸その他で地盤沈下対策事業を行つておるわけでございますが、やはり根本的な地下水の問題を解決しなければいけない立場で私どもはこの地下水問題を取組んできたわけでございます。地下水は非常に河川水と似通つた問題でございますので、建設省におきましては、地下水というものの考え方をやはり根本的な考え方から発想したわけでございまして、まず、いまお話がございました地下水を採取することによつて起こります地盤沈下とか、あるいは地下水の水位が低下して起こる障害とか、また塩水化の問題がございまして、地下水の問題についていろいろな障害が全国的に出るわけでございまして、そういう障害の防止と、やはりこれを適正に保全していくと、また地下水源を利活用しようといふことの問題をあわせました総合的なもので実は考えたわけでございます。そのために、非常な大きな膨大なことになる基本的なものにつながるわけでございます。しかしながら、実際に今日起こつてゐる問題の焦点は地盤沈下だと思ひます。これもやはり環境庁のおつしやるような立場もよくわかりますし、私どもは非常な弾力的な姿勢で、地下水というものの基本的な考え方を、やはり実際面とのどう手をつなぐかといふことでいま各省といろいろ議論の最中でございます。私どもの考え方は非常に弾力的なことと、どう言いますか、いわゆる国として何か要るんではなからうかという高

い立場で実は建設省も出しておるわけでございす。非常な弾力的な姿勢であるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○坂野重信君 次は、環境庁でございますが、環境庁のほうでもさつき申し上げたように法案を立案中のようでございますし、建設省の案との調整もあろうかと思ひますが、その辺の考え方をひとつお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(松田豊三郎君) ただいま建設省の方から御答弁がございましたが、環境庁といつたしましても、地盤沈下対策の徹底を期するために、実は中央公害対策審議会の方にかねてから御審議願つておつたわけでございまして、昨年の十一月に答申をいただきましたが、その線に沿ひまして現在法案の策定作業をいたしておる段階でございます。関係各省といろいろ意見の調整を進めておりますが、環境庁の考え方といつたしましては、この答申の線でございますが、まず地下水の、地盤沈下の激しい地域、そういうふうな地域の地盤沈下を急速にとめるといふことを骨子としたしまして、そのほか地盤沈下の進行しております地域につきましても地下水の採取の規制を適正に行うといふことを考へております。またさらに、現在は沈下しておりませんけれども将来沈下のおそれがあるといふふうな地域につきましては、これを事前に予防するために必要な地下水の採取の規制を行うといふことも考へておりまして、そういうものを骨子としたします要綱につきまして各省とた

だいま折衝中でございます。建設省で考へております地下水法案の中にも地盤沈下の防止が強くうたわれておりますので、その辺につきましては、私どもの立場としましては、決してそれは相入れないといひますが、抵触するようなものではないと考へておりますが、関係各省とも総合的な調整といひますか、そういうものを急いでまいりたいといふふうに考へております。

○坂野重信君 環境庁の立場は、環境保全の立場から主として規制というものが最も重点にならうかと思ひます。それはやむを得ないと思ひますけ

れども、規制のしつ放しでいきますといふような方面に問題が起きてまいりまして、どうしても基本的には表面水、いわゆる地上水、地下水というものを一体とした総合的な保全管理というような考え方に立たなければならぬと考へるのは当然でございます。非常に重要な法律でもございまして、国土保全上の立場からいつても一刻もゆるがせにできない立場でございまして、各省の調整は一刻も早く、それぞれのセクショナリズムといふものがもしあるとすれば、そういうものを打破して、ぜひとも推進していただきたい。

その次に、通産省と厚生省のお話を承りたいと思ひます。簡単に結構です。

○説明員(岩崎八男君) ただいま私どものところには、建設省からは地下水基本要綱案、それから環境庁からは地盤沈下防止法要綱案というものをいただいております。ただ、じゃあ具体的にどういふ考へ方、どういふ手続で、どういふふうな運用するかといふふうな点につきましては、法案という形でいづれまた御相談いただくことになるだらうと思ひまして、現時点でどの法案にどうであるといふふうな私どもの考へ方は控えさせていただきますかと思ひます。ただ、具体的に申し上げますと、第一に、やはり私どもとしては、現時点ではそういう地下水のくみ上げに伴うマイナスイオン、地盤沈下を中心としますマイナスイオンについて何らかの対策をとることが適当ではないか、あるいは必要ではないか、そういうふうな考へます。

それから第二に、しかしそれは言つても、これはどうしても必要最小限は要るものは要るものでございまして、やはりこれは対策とともに進むべきものである、それは同じ一つの法体系の中に入るか、あるいは別にするかといふのは別といたしまして、やはりそういうものとして考へていくべきだらうといふふうに考へております。

先生御承知のとおり、私も三十一年から工業用水法ということで工業用水のくみ上げ規制をやつておりますので、その改正という形で私ども

は今国会に提案を考へてはおります。ただ、これは私どもの事情でございすけれども、私どもは各省の国会への提案の法案その他からいつてなかなか今国会ではむずかしいのじゃないかといふような感じもございすけれども、なお私どもとしても、その面も一緒に考へながら努力していきたいと、こう思ひます。

それから総合的な法制というものに私ども必ずしも反対ではございませんが、いま申し上げましたように、工業用水については工業用水法、それからビル用水については御承知のとおり規制値ができておりますので、もし総合的な規制が実際上必要であるという判断は、やはりそれ以外の農業用水なり上水道なり、そういうものの地下水くみ上げも一緒に規制する必要があるといふ現状判断と、何といひますかその見通し、それがあつて初めて新しく法制をつくる実際のメリットがあるのじゃないか、そんな大ざっぱな感じでは現在はおります。

○説明員(山崎卓君) 私は厚生省の水道環境部でございますので、その立場から答へさせていただきますが、水道といつたしましても、やはり地盤沈下でございすとか、あるいは地下水の持つ重要性といふことにつきましての、重要であるといふ認識は持つておるわけでございす。

ただいま建設省並びに環境庁の方から法案要綱のような形での指示があり、それにつきまして厚生省が立つております立場は、ただいま通産省の立場と同じような形になつておるわけでございすけれども、基本的な考え方といつたしましては、そういう必要性は認めるにやぶさかではございませんが、やはり飲み水といふものは生活になくてはならないといふようなことでございすので、その部分の規制は必要最小限度にしたいだきたいといふようなことが基本でございす。

○坂野重信君 法律そのものは、現在出ておりますのは建設省の地下水法というような名前がついておるようでございす。環境庁もいまお話を聞いてみますと、その根本的に大きな見解の相違

ということはないようでございますし、話はこれ
はだんだん煮詰めていけば煮詰まると思ひます。
やはり水資源の問題であり、また国土保全の問題
でございますし、その辺は国土庁というものが建
設省の原案というものを中心しながら、国土庁
長官としても、非常にこの問題は大事な問題でこ
さいますし、ぜひひとつ推進をお願いしたいと思
ひますが、御見解をお願いいたします。

○国務大臣(金丸信) ただいま各省庁から御意
見が出たように、各省庁でこの問題についてはた
だいま立法化しようというようにことで鋭意研究
をいたしておるようでございますが、しかし、い
ろいろこの問題について各省ばらばらの地盤沈下
対策に対してはこれは総合的に一本にすべきじゃ
ないかと、国土庁は総合的な対策としてひとつ各
省庁と十分な連絡をとり、調整に努力したいと、
こういうふうにお考えである次第であります。

○坂野重信君 地下水の問題はその程度にして終
わりまして、まだ若干時間がございますので、次
に五十年年度予算の執行の問題につきましてお尋
ねいたします。

先ほど建設大臣から上田委員に対する答弁がこ
さいまして、早期発注をひとつ明年度はやりたい
というようにおっしゃるが、御答弁がございましたが、い
ま私が申し上げるまでもなく、地方財政というも
のの硬直化、逼迫というものは申し上げるまでも
ないことでございます。人件費の膨張等により
まして地方財政がたいへん硬直化しております。
公共事業の早期発注と言いましてもなかなか各県
の受け入れというものがなまやさしいものじゃな
いと思ひます。財政の問題、特に人件費の問題の
みならず、税収というものがたいへん近ごろ給需
要の抑制とともに逼迫してきたということもござ
いましてなかなか容易じゃないと思ひます。私
は、建設省その他の公共事業担当省の努力もさる
ことながら、自治省がやはりこの地方財政の問題
というものを十分考えてまいりませんとしないと、
せっかくの公共事業というものが予算ができません
ても実行がなかなか円滑にいかない、人件費ばか

り食って肝心の住民サービスの一つの大きな柱、
これは公共事業だと思ひます。この公共事業の発
注執行というものが支障を来すようでは、これは
もう本末転倒もはなはだしいことでございます。
し、何とかひとつ打開の道を講じなければならな
いと思ひますが、きょうは自治大臣も見えており
ませんが、担当の方が見えておりますので、課長
からひとつその辺の自治省としての考え方を願
ひいたします。

○説明員(小林悦夫君) ただいま先生御指摘あり
ましたように、地方公共団体の財政というものが非
常に硬直化してきていることは事実でございます。
す。当省といたしまして、明年度につきまして、
地方財政計画を今国会にお出ししたしまして、こ
れから御審議をいただくわけでございますが、こ
の地方財政計画では十分地方の財源については措
置ができる形になっております。ただ、ただいま
御指摘がありましたように、人件費等、国より高
い給与等の問題がございまして地方の財政が相当
苦しくなっていることは事実でございますが、こ
の点につきましては、地方団体におきましてもそ
ういう点を是正していただくように期待をいたし
ておるわけでございます。

なお、一般的な公共事業の事業費につきまして
は、先生御承知のように、地方債及び地方交付税
等の一般財源で行うことになっておるわけでござ
いまして、明年度につきましても、地方債とそ
れから地方交付税、こういうもので十分に財源措
置をしておるわけでございまして、この面におい
て公共事業を消化する上での財源は十分措置され
ておるわけでございます。なお、実際の執行の面
におきまして、今後早期発注等のことが起きてま
いりました場合には、私の方で地方債をできるだ
け早く許可する等の措置を通じて、資金繰り
等に無理がないようにいたしてまいりたいと思
ひております。

○坂野重信君 大変自信のある答弁をいただきま
して安心いたしました。そういう地方の負担の
方の手続が事業官庁の方とマッチするようにひと

つぜひとがんばっていただきたいと思ひます。
私の仄聞するところによりますと、必ずし
も県の財政が思うとおりにいかないために、余り
たくさん予算いただいても消化ができないとい
うようなところがぼつぼつ出始めているというこ
とを聞いておりました。非常に心配しておりますが、
その辺は自治省は十分大臣とも御連絡になって万
遺憾なきをひとつ期していただきたいと思ひま
す。

最後に、建設業振興の問題につきましてお尋ね
いたしましたと思ひます。建設業振興基金の新設の
構想が出ておりますが、それは建設業の振興ある
いは近代化のために大変漸進的な、しかも画期的
な制度だと思っておりますが、これを具体的にい
かに活用されていくのか、その辺の方針を、いま
固まった範囲内で結構でございますから、ひとつ
お示し願ひしたいと思います。

○政府委員(大塩洋一郎君) 建設業振興基金の具
体的な業務の内容、それからその業務の執行の方
針につきましては、予算の段階におきましてはお
おねの構想は固まっておりますが、その具体的
な中身につきましては、今後これを真に有効に行
いますために現在中央建設業審議会におきましてそ
の中身を検討していただいているところでござ
います。その結果を待ちまして具体的に発足した
いと思っておりますが、現在のところ、おおむね基
金の業務の内容としましては、中小企業者等が共
同施設を設置いたします場合に、その銀行から借
ります債務の保証をする、それから共同施設の整
備費に対しましてこの基金から助成金を出す、そ
れから建設業の近代化のためにいろいろな調査研
究を行う、建設業の経営の改善につきまして諸種
の改善指導を行うというような四つの点を中心
として行いたいと思っておりますが、さらにまた検
討課題といたしましては、いろいろな資材等の共
同購入の方式等につきましてもこの審議会にお
いて検討していきたいと思っております。なお、債務
の保証につきましては、大体債務保証額を五百億
円を限度とし、助成金の交付につきましては、共

同施設の整備費四十億円の借入れを行いまし
て年率二％程度の利子補給を行いたい、その額約八
千万を予定したいと思っております。お次第でござ
います。

○坂野重信君 まあ、業界の方からはいろいろ注
文が出てくるかと思ひます。たとえばさき話の
ありました資材の共同購入というようにこれは大
変に歓迎されると思ひますし、またつなぎ融資と
いいますか、いわゆる緊急融資というような問題
もかなり業界の方は待望しておるようございま
すから、今後中審等を通じて十分検討されまし
て、各方面の意見を十分反映できるように、予算
成立の――予算といいますが、この制度の認め
られた経過もあると思ひますけれども、十分その辺
を配慮願ひしたいと思います。

最後に、建設本省にこのたび参事官を設置する
というふうな構想が出ていますようございま
すが、これは建設本省にこういう建設業担当の参事
官が設置されるということは本当に長い間の業界
の待望でもあり、また建設省の今後のこの業界に
対する姿勢といえますか、いろいろな意味で私は
新しいまた契機を迎えた一つの証左であるとい
うふうに考えるわけでございます。まあこれは建
設本省だけでは私には十分でございまして、やは
り地方建設局であるとか県の土木建築担当部とい
うようなものにも同様な何らかのそういうような
組織というふうなものも置かしまして、それをひと
つ中心にして建設業の振興といいますが、近代化
というふうな問題に積極的に取り組む必要がある
のじゃないかと思っておりますが、その辺のひと
つ考え方を聞きたいと思ひます。

○政府委員(大塩洋一郎君) お説のとおり、建設
業の振興ということにつきましては、本省だけで
はなく、地方建設局におきましてもそういう業
務を担当していただくことがまあ各県等におきま
してもむしろ要望があるというふうな考えられて
おりますが、現にそのような動きがございすけれど
も、これを本格的に行おうとしますと、現在の設
置法で直轄工事の施行に關することということが

地方建設局の所掌事務にされております。そこで、建設業の免許だとかあるいは不服の申し立てとか、そういった行政処分の問題になりますと設置法の改正を必要としますけれども、そういう点を含めて、今後こういう要望もあることでございますから十分検討していきたいというふうに考えておりますし、また県におきましては現在土木部の管理課等で大体係を置きましてそれを所掌しております。しかし、これをもっとより拡充するということが必要でございます。そこで、その組織の拡充につきましても、関係方面とも相談いたしまして、建設省としましては強く推進していきたい、かように考えております。

○坂野重信君 終わります。

○春日正一君 初めに、昨年の十一月二十六日の建設委員会、私、前の小沢建設大臣のときでございました。例の田中金脈問題に關連して、室町産業、新星企業、東京ニューハウス、この三つの会社の行った行為、これは宅建業法に違反するのではないかと質問をいたしまして、当時局長の方からは、時間がかかるけれども二週間をめどに資料をつけて結論を出すという話で、これは委員長からも確認していただいたんでありますけれども、その後なかなか出てこないで、十二月の臨時国会で大臣がおわかりになつてから、この点をさらに催促しまして、大臣も、正月休み中に自分も勉強して、しっかりと答弁するというお話だったんでありますけれども、まあ機会がなくて今日まで延びたと思うんですけれども、この機会に、どういふ検討をされて、どういふ結論をお出しになったか、それをお聞かせ願いたいんですが。

○国務大臣(飯谷忠男君) 本件につきましては、昨年来当委員会いろいろな質疑を受けてまして、しかも年末には、私就任早々にこの問題についての御質問をいただきましたが、しばらく時間の御猶予を願うことになりました。自來私としましてはできるだけ早い機会にと思つて調査を進めてまいつたわけでありまして。大変手間取っておりますが、結果といたしましては、責任者から事情を聴取したり、また契約書の照合等を行いました。そしてその結果一応の結果をまとめたわけでありまして、第一番に、室町産業につきましても、免許失効後四年半の間に三件の宅地売却が行われておるのであります。これは三件、売却先、保有期間等を総合的に勘案をいたしましても業法の違反とは認められないと、こういうふうな結論を出したわけでありまして、もう一点の新星企業であります。これは免許失効後五年間に八件の宅地売却を行つておりました。先に結論を申し上げますならば、一応本件については業法違反の疑いがあるという私どもは認定をいたしました。ただし、それにしても、この件は現実の被害者のない一種の形式違反であるということ、すなわち、主として縁故者間の売買でありまして、不特定多数を対象に反復継続の意思を持って行つたいわゆる業に該当するかどうかの判定がきつていないわけである。あるとどういふこととあります。ただし、それにしても、売却の実例が八件にも及んでおりますので、私どもは本件については形式違反として処理をいたしたいと、こういう結論を出したわけでありまして。

○春日正一君 その点について、私どもとすれば、たとえば室町産業の場合でも、信濃川の河川敷の問題、相崎の原産の敷地、目白台の田中さんの邸の問題という形で問題を出して質問したわけですし、これは新星企業の場合にも、特に八千代台の土地ですね、それから四街道というような宅地の非常に盛んに行われておる、そして方々のそういう類似の会社が大量の土地を買つておる地域で買入れをやり、しかも日本電建に引き渡しておるというふうなことはつきりした商行為もあるし、だからこれは明らかに違反ではないかということで、私どものときこうなつておるんです。そのときのあれを見ますと、こういうことの結論になりました。いろいろそういう議論もいたしまして、「それ以上ここで詰めてもしょうがない。いつごろまでに調べ上げますか。」ということ、

とここで申し上げられませんが、まあ、二週間のうちには結論が出るに違いないと私は思ひますけれども、相手の協力のしかた及びその書類のつくり方等だと思ひます。」という局長の答弁があつて、「それでは二週間といへば最大限ですね、待ちますからね、それを調べた資料を出してほしいと思ひます。委員長、これ確認しておいてくれませんか。」と、こういうことで委員長は確認してくだつたわけですね。だから、私の方も、ここでその白黒論をやつていましてなかなか時間がかかりましたし、だからあなたの方でお調べになつた資料、どういふ問題を調べて、どういふ判断をされたのかというものをひとつ約束どおりに出していただきたいと思います。

○国務大臣(飯谷忠男君) いまこれは私どもが前段申し上げましたような一つの結論を出したわけでありまして、これは私どもで最終的な決定をするわけにまいりません。それそれ関係機関とも相談をして最終結論を出さなざるを得ません。そのためには、関係機関に私どもの調査結果とわれわれの意見を付していろいろ相談せざるを得ないから、その期間の間は、これはまたいろいろと最終結論を出すために支障を生ずると思ひますので、その期間はひとつお待ちをいただいで最終決定をされてこれは資料を出しても差し支えないというときが来れば、これは建設省の所管に關する範囲内では申し上げることは差し支えないと思ひますけれども、その間ひとつしばらく結論出すまで御理解をお願いしたいと、こう思ひますがいかがでしょうか。

○春日正一君 私の方で一番困るのは、大臣がいま報告された結論について、私の方で結構ですと言ふか、異議があると言ふかですね、私の判断する材料がないわけですね。だから、それで困るから、前にも念を押してありますから、その判断の資料をいただきたいと、こう言つておるわけですね。これは国会審議の上から見て非常に大事な点ですから、その点はぜひ考えてほしいと思ひます。

○春日正一君 もう一言言わせていただきますと、そうすると、その各機関に連絡したりして処理するというのは、どのくらい待てばいいということになりますか。

○政府委員(大塩洋一郎君) これを通知いたしまして、まあ捜査当局の方でこれをお調べになるわけでございますから、その期間はいまだれぐらゐということは申し上げられませんが、まあまあ推定でございますけれども、さして長くはないというふうに考えます。

○春日正一君 そうすると、結局それまでの間、わが国会議員はこの問題についてはしばらく無為に過ごさなければならぬと、そういうことになつておるんですね。これは国会の審議という点から見ても大変苦しいことだと思ひます。ですから、国会の権威というものを高めてやるならぬということをお願いしておるこの時期に、国会で取り上げて問題にしてきた問題が途中でぶつ切り切れてしまつて、で、事が片がついてから国会議員が知られるということでははなはだぐあいが悪いんじゃないかというふうな気がするのですけれども、その辺、議會制民主主義との関連で大臣どうお考えですか。

○国務大臣(飯谷忠男君) 室町産業についても、われわれが調査した結果、三件にしまして調査をしたわけでありまして、新星企業も宅建業として

その点、だから、よそへいろいろ手続もありまして、こういう話でございまして、たとえば、これをきょうここでそういう御回答になつて、新星企業については疑いがあるということになると、あれですか、これは告発されますか、建設省として。

八件にしばってこれはすいぶん詳細に調査をいたしまして、さきに言ったような一応結果を出したわけでありまして、そういう意味でそれからひとつ、決して拒否するとか逃げるとかという意味ではございません。やっぱりその資料を受けた方は、それによって一応また独自の調査もあるかと思えますから、そういうことにもし支障でも来すようなことがありません、これはいかぬかと思っております。そういう意味で御相談を申し上げておるわけでありまして、決して逃げるとか拒否するとかという意味ではございませんが、その点をひとつ御理解いただきたいと思っております。

○春日正一君 私としては、それで了承いたしましたと言わねばいかぬわけですが、それども、しかし、これ以上押し問答しても同じことの繰り返しということになりまして、私は、了承したいというのを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

そこで、次の質問、非常に簡単なことで——この資料によつて委員部の人、大臣と局長の方に渡していただきたい。

それでは質問いたしますけれども、問題は積立式宅地建物販売業法、これにかかわる問題なんですけれども、こういうことなんです。いまそちらへお渡しした資料、これは大野さんという方が殖産住宅と七四年三月ごろ加入契約をして三千万円の金額で契約をした。それから九月ごろ六ヵ月経過して三分の一に達したので新築契約権が発生して、工事見積書をもとにいろいろ見積り交渉が行われた。ことしの一月に新築工事見積書というものが提出されました、それによると、建築費二千四百二十万、その他総工事費三千万という金額が出てきたので、それでこれは少し高いんじゃないかと、おかしいなと思うって、こういうものの見積り積算を専門にやっている会社に依頼してその積算をしてもらった。そうしたところが、積算会社の積算では総工費が二千四百九十四万五千八百五十円ということ、殖産住宅の方の見積りとの差が五百六十六万出てきたという

ので、これは余りひどくないか、約二割サバを読んでいるということで、会社に再交渉しました、それで殖産住宅側が二回目の見積書を出してきた。総工費二千八百二十四万ということで、差し引き二百三十六万安い見積りを出してきたと、こういうことなんです。

ところが、その中身を見ますと、大体この表の中に二十七項目ありますけれども、その見積りも変更の中で単価が変更されたというのは二項目しかないわけですね。あとは材料の数量が削られていくということになって、これを見ますと、造作材九・五立米と第一回ではなっておるの、第二回では三・五立米という形で約三分の一に減らされておるとか、そのほかOS四十平米、これが二十五・八平米というように形で、私、一々この項目読みませんけれども、使用材料が非常に過大に見積もられておると、それが減らされて値引きがされてきておるといふことなんです。ある意味で言え、これは詐欺みたいなものですわ。つまり使わない材料を使う、入り用のないものを要として計算して、それで代金を請求する。その人がたまさか事業家であり、そういう点では細かい人だから、だから専門家に頼んで、これ四十三万円かかったとすうですけれども、再見積りしたということでは明らかになったのですけれども、普通、素人だったらそういうことをやりません。もしそのまま払ってしまえば、これは詐欺が成立するような性質のこれは不正な行為じゃないだろうか、そう思うんです。

そこで問題は、こういうふうなことが殖産住宅その他積立式宅地販売業をやっておる会社がまだたくさんやっておるんじゃないか。それをどうしてチェックし監督するか、その責任は建設省にあると思うのですけれども、どう処理されるのか、その点を第一にお聞きしたい。

○政府委員(大塩洋一郎君) まず結論の、どういうチェックの方法があるかということから申し上げます。

現在、紛争のこういった案件につきましては、

当事者間で普通協議が行われる。その場合、解決しないという場合には、建設省または都道府県の窓口におきまして、当事者の申し出に応じて、随時あつせん指導を行つておるといふ仕組みでございます。まああれわれとしまして、このように窓口に極力利用できるように、PRが徹底しておりませんから、できるだけパンフレット等、過去にもやりましたが、広報活動を徹底しておる次第でございます。大体本省の関係では年間五十件ぐらいこういった紛争案件が持ち込まれております。この関係で、そういうことで、そういう指導面で十分こういった面は、非常にいろんな案件でケースがみんな違いますから、そういう窓口に強化するという方向を指導していきたいと思っております。

なお、殖産住宅の件につきましては、中でお客さん用の相談部というものを設けておるようでございますが、われわれとしましては、そういうパブリックな面では県と建設省の窓口を置いておる次第でございます。

○春日正一君 まあ、殖産住宅でお客さん用の相談所があるとしても、これはまあ何といふんですか、加害者が被害者の相談を受けるみたいなもので、訴える場所は建設省のどこですか。そうすると、訴える場所は建設省のどこですか。

○政府委員(大塩洋一郎君) 建設省の計画局でございます。具体的には不動産課でございます。

○春日正一君 そうすると、地方、都道府県というところ、どこへ持っていくたらいんですか。

○政府委員(大塩洋一郎君) 県によって多少所管が違つておりますが、大体一般には土木部の建築課の系統でございます。

○春日正一君 そこで、まあ相談というのか、私の方の意見ですが、こういう事件というのは非常に多いわけですよ。この人はたまさかこういうことがあつたけれども、恐らくほかの人の場合でも、こういう不当に高い見積りというふうなことは

やられておるでしょうし、しかも一般の場合にはそういう積算会社があるということも知らない、あるいは知つておつても頼めないというふうな状況の人が非常に多いと思ひます。そうすると、みすみすこの何といふか、そういう不正な手段によつて高いものを買わされてしまふというふうなことになるということになると、当然それは相談に行く窓口が手近なところになきゃならぬわけでしょう。一つの県で県庁の何課へ行つたらいいかあなた自身おわかりにならないような、それから建設省でも私が一体どの係かと言つてだんだん委員部に聞いていって、そしておたくの中の後ろにおる人がそうだったということがわかつたというふうなことでしょう。だから、これでは一般の国民、相当たくさんが積立式をやっているわけでしょう。そうすると、どこへ持っていくたか実際にわからない、訴えるところなしということですね。

しかも、どれだけあるかと言ひますと、これ、最近ある新聞社がこの問題を問題にして新聞に書いたら、何百通という訴えが来ているというふうな話も聞きましたけれども、私の方でも去年の石油危機のときに生活防衛対策本部というものをつくりまして、生活問題について困つたらひとつ何番に電話してくれというものを発表したわけですが、そうしたら、この殖産住宅で積み立ててやつたところが予定の値段よりも高いことを言われたと、とてもそれは払い切れぬから解約すると言つたら解約金をうんと取られると、何とかならぬかという相談があつて、私の方で調べてみたら、いわゆる契約の約款の説明も何もしてないんです。そういうようなことで道理を説いて、結局まあ払い戻しができた。それをまた赤旗に出したらどつとそういう問題が集まつて二百五十件、そのぐらい来ております。

ここに出ておるだけでも、殖産だけでなく、たとえば殖産住宅、日本電建、太平住宅、日本相互住宅なんて、まあ名だたるそういう方面の会社があるやっぱりこの契約解除の場合の金の問題

を優先的に入れまして、その跡地をやはりもう一度地方公共団体等が買い上げまして、そこで新しく半分は公営にするとか、半分はさらに住宅用地として活用するとか、いわゆるわれわれ転がしと称しておるんですが、そういうものをやりたい。特に五十年程度おきましては、四十九年度からそういう事業の萌芽を出しておるわけでございまして、大都市圏で生じます空き家の一部、それから今後新築して提供いたしますもの、一部、それから公営住宅等の建てかえによりまして増加する戸数の一部、そういうものも、そういうふうなもの転がしの種に使っていききたい。

それからさらにもう一点は、やはり土地を所有していらつしやる方々の住宅建設に対する寄与でございまして、従来みずから賃貸、分譲住宅等をおつくりになる方には諸種の応援対策がございました。それに新しくつけ加えて、土地を借り上げまして、そこを大いに公的住宅等の敷地に活用させていただくという点も一つの施策として掲げております。さらに、やはり大都市圏におきましてそういうふうなものがおくれました原因の一つには、単価が適正でなかったとか規模がもう少し大きい方がよかつたとかいろんな点がございまして、そういう意味で内容の質の向上にも十分配慮したというのが現状でございます。

○春日正一君 いろいろ努力もしておいでですけれども、この建設省からいただいた資料を見ますと、公庫の住宅、これは一六・六％で、いわゆるこれは個人住宅ですね、これは予定以上伸びておる。ところが、公営の方が七六・五％、それから公団が六三・五％というように非常に非常におくれていますという結果が出ておるわけですね。だから、先ほど都営住宅の話が出て、美濃部都政云々と言いましたけれども、そういう小さな問題じゃない。政府でやっておいでになる公団だって都営よりもっとできていないんだ。これははっきりしておく必要があると思うんです。そんな次元で議論しちゃいけないということですね。

それで、これ調べてみますと、政府の住宅統計の数字を見てみますと、全国の住宅戸数は全世帯を上回っているわけですね。つまり四十八年度住宅統計調査によると三千六百六十九万戸住宅はある。そのうち住んでおるのが二千八百七十三万戸、だから二百三十三万戸余っている。しかもこれは田舎の過疎地帯だけかと思つて私聞いてみましたら、東京を含めて四十七都道府県全部に余つていて、こういうことなんです。そうしますと、家の数はもう足りて余っているのに、しかも同じこの統計によると、住宅困窮世帯というのが二百七十五万、これは建設省の住宅需要の統計、四十八年度に出ているんですね。そうしますと、四十四年に出発したときが三百六十万戸から、八十五万しか減つていなくて、二百七十五万戸の住宅難世帯があり、しかも住宅についていろいろ不満があるという数字が出ておるわけですね、建設省の調べです。

そうしますと、結局問題は、どうしてそれだけ住宅ができて数では余るのに住宅難世帯というのが二百七十五万戸も残るのか。それから、これじや困るといふ人が一千万戸もあるのか。そこらの辺をどのように考えておいでになるのか。どう打開するのか。二百七十五万戸の住宅難世帯というのをどうして解決されるのか、そこをお聞きしたいんですが。

○政府委員(山岡一男君) 先生おっしゃいますように、住宅統計調査の結果によりますと、住宅のストックが世帯数を全国的に上回っております。ただ、この住宅統計調査の数えております戸数の中には、われわれの方で住宅の基準として考えております九畳未満に三人以上住むのは困る、四人以上の世帯が十二畳未満に住むのは困るというふうな基準のものも含めまして、一定水準以下のものも全部戸数に入っております。たとえば東京で例を申し上げますと、三百二十七万世帯に対して三百三十九万戸、家があるという統計になつておりますけれども、これも先ほど申し上げましたけ

れども、その中には六十万戸ばかりの木賃アパートもみんな一戸に数えております。六畳一間で台所、便所共用というふうな戸数も入れました数字でございます。したがって、私どもでも行いました住宅需要実態調査、これは主観的調査の方でございまして、それによりますと、やはり家が狭いということが、それから住宅が老朽化している、設備が不完全である、日照、通風、ばい煙、公害等がある、家賃が高いというふうなことを中心にいたしまして住宅の困窮を訴えられている方が全世帯の約三五％あるというふうな状況でございまして。したがって、これにつきましましては将来は適正な規模、構造等を備えた住宅の供給を大いに促進をする。

それから特に大都會に問題多いわけでございますが、そういう場合には先ほど申し上げました転がし方式等を活用いたしまして、既存の低位水準の住宅の解消を図りながら新しい住宅の供給に努めたい。また、公共住宅につきましましては、従来までやはりどちらかといいますと、抽せん方式といいますが、そういうものが主になつておりましたけれども、適正な入居管理を行うことによりまして、本家に家に入る人というふうな管理の方便につきましても大いに力をいたしていきたいというところでございまして。さらに第三期の住宅建設五カ年計画を策定いたします際には、従来のように建設計画をまず決めましてだんだん地域配分を決めていくというスタイルではなくて、地域地域の実情等を積み上げてつりつぱな第三期五カ年計画をつくりたいと考えておる次第でございます。

○春日正一君 結論から言いますと、昭和四十六年三月三十日閣議決定「第二期住宅建設五箇年計画」、これの冒頭第一ページにも「昭和五十年程度まで、すべての世帯が、すくなくとも、小世帯については九畳、一般世帯については、世帯人員に応じ十二畳以上の居住室の規模を有し、かつ、適正な構造及び設備を備える居住環境の良好な住宅に住むことができるようにすることを目標とす

る。この居住水準の目標を達成するため、昭和四十六年度以降の五箇年間に於いて、おおむね一人一室の規模を有する九百五十万戸の住宅の建設を図るものとし、こういうことになつていふんですね。これは出たときにも大分その点で論議しましたけれども、しかし、この基準から見れば、五カ年計画は失敗したということを確認ざるを得ないと思うんですけれども、大臣いかがですか。

○国務大臣(飯谷忠男君) 理由はいろいろあると思いますが、公庫融資は一六％ほど伸びておりますけれども、公団が六三、それから公営が七一ですが、これは目的達成できなかったんですから、私どもは決して成功したとは思っておりません。なぜそういうことになつたかということをお聞きしたい。もう少し徹底的に掘り下げて検討して新しい計画をしていかなければならぬ、そう思っております。

○春日正一君 私もただ政府を責めて快しとするものじゃないんで、やはり住宅問題解決のために私どもも一緒に考えていかなければならぬと、そういう立場で質問しているわけですが、結局問題は、政府の持ち家政策というものが余り強調され過ぎて、そのために公営なり公団なりという公的な賃貸住宅、良好なものがおくれまして、またという点にあると思うんです。おくれの原因にはいろいろありまして、後で触れますけれども、実情を言いますと、こういうことなんです。調べてみて、三百二十六万戸の木賃アパートの入居者の実態、これ建設省の調査によつても、木賃アパートの実態調査、入居条件に子供は認めない、これが平均二三、大阪では四三・四％、東京で一・八％、それから世帯主の年齢は二十歳から三十四歳が中心、それから年収が百五十万円未満、これが八三％、家賃が平均月額一万二千円、部屋数が平均して一・五室、畳にして七畳ですね、それから専用便所のあるものが四二％、台所と居室が一緒のものが五七％、浴室のついたものが二二％。木賃住宅の実情というのはいくつものなんですね。しかもこれが総理府の住宅統

計で見ますと、四十三年から四十八年の間に五十四万戸ふえているわけです。だから、一方では持ち家住宅、良好なあれを掲げながら、持ち家住宅を奨励して、いろいろ苦勞して個人が建ててくれるけれども、一方ではそれのできない人たちが入るための非常に設備の悪い木賃住宅というようものがこの五年間ふえてきておる。少しでも減ってきておるといいないんですけれども、ふえてきておるといふ点に私は問題があると思うんです。

それから東京の都営住宅の入居希望者はどういう人たちがいる調査がありますけれども、これを見ますと、平均して年齢は三十五歳、家族数が三・三人、家賃一万五千円程度で、借家ないしアパートに住んでおる。一人当たり二・八畳、便所の共用が三七・一％、年収が百七十二万四千円以下。そうして平均申し込み回数七回、人によっては十五回以上申し込み込んだ、これが二・三％もあるんです。そういうふうな非常に困難しながらその状態を続けなきゃならぬような人たちがいるということですね。

ところで、住宅協会の小委員会の調査したものの報告で見ますと、こういうことになっているんです。一千万円の住宅を買った場合——これは四十九年三月号に出ているんですけれども、年収二百二十七万五千円、居住費負担率二五％というから、これは限度だと思ふんです。それで公庫融資を五百万円受けて、民間住宅ローン二百二十八万円、年利九％、二十年償還。自分の貯金が二百七十二万円、これで一千万ですね。ところが、総理府でつくっている所得階層別のあの所得階層分位、あれで見ますと、第三分位が二百六十六万円、第四分位が二百七十八万円ですから、この二百二十七万五千円というのはまあ第四分位のところあたりですね。それから上へ行かなくて、実際には一千万円の家もできないということになるわけです。

そうしますと、政府に考慮していただくにやならぬことは、住宅問題の大前提として、自分の家は持つのが望ましいと言われたし、昔はみんな自

分の家を持つておったものだけれども、現在では持ちたくても持てない人が国民の六〇％以上いるんだと。この現実を見ていただきませんと、ただ、持てれば結構だということでは、この持てない人たちのいままでも放置することになるんじゃないか。そこに目をつけていくのがこれからの住宅政策の基本になるんじゃないか。こういうものが積み残されてしまったというのが、住宅の数は余るほどできつたけれども、そういう困窮者が二百七十五万もおると、住宅に不満を持つていて人が一千万もおると、積み残されたということに問題がある。ということになれば、持ちたくても、持てない人のための公的な住宅を早急にそれだけ建てて入れるようにしてあげる、そこに政策の着眼点を切りかえませんか、物事はちつとも片がつかないことになる。そう思うんですけれども、その点どうですか、政策の基本的な考え方として。

○国務大臣(飯谷忠男君) 細かいことは局長から答弁をさせますが、おっしゃるのとおりであります。ただ五十年、若干公庫住宅、持ち家住宅のほうにウェイトがかかっておりますが、これは先生御承知のように、金融公庫に対する要望が非常に強くて二回も追加したことは御承知のとおりであります。そういう意味でかなり増額された。その反面に、あの公営、いわゆる公的住宅というものが伸びなかったということです。特に三大都市圏を中心にして非常に伸び悩んだということが実態であります。東京のことを言うなどという話がありましたが、東京のことも、公営住宅なども東京都はほとんどできておりません。そういうふうなものが大きな原因になっておることは事実であります。

なぜ一体そうなたったかと申しますと、やはり大都市を中心にしてまず宅地の問題が一番大きな問題、それから建設費のいろいろな上昇の問題、あるいは環境の問題、いろいろありまして、私ども全力を挙げてきましたけれども、残念ながらそういう方にいたすことができなかった。おっしゃるのとおり公的住宅を、今後賃貸をどんどん特に大

都市を中心にして少なくとも必要な量だけは確保するということに全力を挙げるのが今後の住宅政策の重点であります。いろいろな隘路がありましますから、その隘路を一つ一つ除去しながら取り組んでいくことが、これから、たとえば五十年一度を初年度とする住宅政策の基本でなきゃならぬ、それを基本にして私どもは努力をいたしてまいりたい、かように存じております。

○春日正一君 その点聞いて非常に私も話がしやすくなったんですが、根本点は一貫するということになりますから。こういうことじゃないですか、公共賃貸住宅の建設のおくれの原因として、地価、資材の高騰、土地の入手難、それから関連公共施設の整備等地方負担の問題ですね。それから人口、自治体が人口抑制とか環境問題というふうなものを含む地元が受け入れを拒否するというような問題があつて、なかなかそこに土地があいておることも建たない。公団の場合なんかそれが非常に大きい要因になっていると思うのですけれども、そういうことなんですね。私ももうこういう要因のあることは否定しないんですけれども、困難だからといって、それではこの賃貸を建てることをあきらめてしまつて、持ち家のほうに重点をかけるということになったんではまずいだろうと思うのです。

〔委員長退席、理事沢田政治君着席〕

ついですすから申しておきますけれども、公庫から借りて建てるとか、あるいは自分であつちからこつちから借金して建てるとかという者の中には、やはり場所といい、面積といい、そういう意味ではいわゆる都市の正常な発展を非常に阻害するスプロール要因といえます。そういうものもあるし、非常に土地が細分化されて、私どもは新幹線乗っていきくと、伏見のあたりへ行きますと、沿線にすうっと密集住宅建ってますわ、ああいうふうな形の非常に小さな家がぐつと密集してしまつて、防災上から見ても、いろいろな見地から見てもやはり町づくりとしてはぐあいが悪い。だから、そういう意味では、後でもこれ触れますけれども、やはり住宅というものは都市を構成する重要な

な要素ですから、単に個人の好み云々というのではなくて、やはり都市計画全体の中で住宅を位置づけていくということにならなきゃまずいだろう。そういう点で公的住宅というものの役割りは非常に大きくなるわけですから、ところが、この五十年度の公団住宅について見ると、分譲が六割で賃貸が四割、そういうふうな賃貸のほうを少なくしているんです。

いままでのこの資料で見ますと、あれですか、四十六年が五万八千戸賃貸、それから四十九年が四万戸、それが五十年が二万四千戸になつていて、四〇％。それから分譲の方は、四十六年が二万六千戸、四十九年が四万戸で五分五割になつてしまつたというふうな形でだんだんだんだん分譲へ重点を移していくということは、先ほど言つたように、それじゃあ買えない人をどうしてくれるんだということが残つてしまつておるわけですね。まあ大臣もその点はお認めになつておるわけですから、私も、そうすると、この比率というものが、これはいまの住宅問題解決に逆行する、そういうことになる。この点は、私もまあ一度これ確認せたいと言ひませうけれども、しかし、やはりさつき大臣もお答えになつたとおり、公的な賃貸住宅をつくつて自分の家を持たない人を入れるということが一番大事なことで、この点から見ると、これは間違つたやり方だと、私はもうこの点を強調しておきます。分譲分譲と言つて、それじゃあまずいだろうと思うのです。それからこの地価の高騰にしても、やっぱり持ち家、持ち家と言つてそれを奨励する、そういうところから、たとえば大企業なんか調整区域を買ひ占めて、そうしてそこを開発するといふふうなことをやるために、中間の地帯が値上がりして、そうして今度は先ほどもちよつと言ひましたけれども非常に細分化される。この間も話ありましたけれども、四十坪の土地が世田谷にあると、これ買いたいんだけれども一人じゃ買えないから二人で買わぬかと、二十坪ずつにしちゃうんです。そういうふうな話がある

体的に出てきておる。そういう形で結局土地が値上がりしてしまつて公共住宅も建ちにくくなるというふうな状況も出てくるわけですね。だから、そういう意味で言えば、やはり公共賃貸住宅を大量に建設して供給する。これを中心にして、そうしてそういう方向で国の住宅政策を進めていくということが非常に大事だし、だからそういう意味で国民生活審議会の予測と現実というふうなものを見ましても、こういうふうな言っているのです。

昭和四十一年のこれできた十一月十五日の国民生活審議会の答申では、一人当たりの所得が現在二十五万と、それが五十四万になり、それから九十万になると。そういう九十万になるという段階になれば、一戸当たりの面積、これが百平米です。それから公園面積が十四平米、下水道普及率九五％というふうな可能性をずっと挙げておるんですけども、しかし、実際にはそうならないというところはこれ新聞で書いてありますけれども、国民総生産は昭和五十一年の予測が七十五、それが実際には百三十六と、予測を起して伸びている。そして個人消費の総額も四十というものが七十二・九というように伸びておる。そうして一人当たりの国民所得も五十四という予測が百五と倍以上伸びている。にもかかわらず、十人当たりの住宅戸数、これは予測として三・一伸びるの二・九と。一戸当たりの面積が、八十六が予測されておるのが七十七しかなくてないというふうな形で実際には住宅というものが、政府が専門のそういう方に委嘱して研究した見通しに比べて、国民総生産、GNPではぐうつと伸びているけれども非常に遅れているというところが数字に出ておるし、いろいろな新聞の主張でも、住宅対策に対して、五十年の対策に対して「後退した住宅対策」ということで、先ほどの公団住宅の戸数が減つて賃貸と分譲の割合が四対六になったというふうな点を指摘しながら、この「住宅対策の最大の課題は、公共賃貸住宅の大量供給であること」を、われわれは繰り返して主張したい。わが国の住宅対策が西欧諸国に比べてもっとも立ち遅れてい

るのもこの点である。」と、こう言っているのですね。

それからまた別な新聞は、同じように「遠のいた住宅難の解消」ということで、「持ち家から公共借家へ」少なくとも公的資金を注ぎ込んでの施策住宅については重点を変えねばならない。高家賃を払いながら、狭小過密、日当たりも悪い民営借家に住んでいる人たちに、その所得に応じた公共借家をまず提供することである。持ち家政策はそれからでも決しておそくはない。それにもかかわらず、賃貸、分譲の比率を逆転させ、公団住宅にまで持ち家重視の政策をとろうとする新年度の住宅対策である。困窮者を置き去りにして、政府に福祉をいう資格はない。」まあこれは別な新聞ですけども、これは共産党の新聞じゃないのです。一般に売られておる新聞です。だから、そういうふうな言われておるその点は、やはり真剣に考えていただいて、私は、いまだに持ち家の比率を減らすというふうな、分譲とあれのというようなことはできないのですか。

○国務大臣(板谷忠男君) いろいろ御意見拝聴いたしました。私も一般世論がそういう声のあることも十分承知をいたしております。五十年の住宅政策は後退だと言われているのも、実質的に予算の単価戸数を見ますと、公営も公団も去年より減つていますからね、そういう面から考えると、確かに後退だと言われるかもしれません。現実には、第二期の計画が御承知のようにおくれまして、毎年満足にできた年がないわけなんです。五十年度は最終年度ですから、これは率直に申しまして、私の考え方では、もう戸数にこだわらず最終年度は一遍全部けじめをつける、そうしてなせ第二期が達成できなかったかというところをもう一遍洗い直して、五十一年度は本当にできるものから真剣にやろうではないか、そういう意味で、最終の年ですからけじめをつけようと考えたのです。そのためにも、もう五十一年、繰り越すわけにはいきませんから、完全に責任を持って、できるもの

をつくらう、こういうことを私は考えて、ああいうふうな実はなつたわけです。

もう一つ、賃貸と分譲との問題ですが、言いわけをするわけじゃございませんけれども、一番公的住宅が隘路になっているのは、公団住宅が思うようにできないということです。これはもう都市周辺、三大都市周辺へ団地をつくつておりますが、ね、その関係市町村、公共団体ですかね、関連公共施設の超過負担があるということが、非常にきつた状態で、そういう意味の居住者じゃ困る。本当はそこへ住まうて、名実ともに市民になってもらつて義務を、責任も果たしてもらいたい。そういう意味から考えると、単なる賃貸だけの建物ではだめです。非常に強い地方団体の反対があるわけですよ。そこで、少なくとも半分は分譲にするか、あるいは六割に分譲をするかというところで妥協しながら、施設もしているというふうな実情も実はあるわけなんです。そういうことから考えて、若干現実に合わせて処置をするために五十年度はああいうふうなところになつたわけでございます。まだほかにもあります。これは局長からまたいろいろ御説明させていただきます。そういうふうなものも含めて私ももう一遍再検討して出直したい。こういう気持ちでございますので、ぜひひとつ御理解をいただきたいと思います。

○政府委員(山岡一男君) 数字の点だけの補足をさせていただきます。公団住宅につきましては、賃貸、分譲は逆転してきているのじゃないか、方々で実は言われるわけでございます。確かに分譲が三万六千戸、賃貸が二万四千戸、そういう資料を方々に配っております。ただ、公団の立場で言いますと、公団の方から相手方へ、私の方は分譲というふうな整理をしておるものの中に特定分譲というものがございまして、七千戸入っております。実はこれはアパートを賃貸で運用なさるといふようなものでございまして、分譲住宅三万六千戸の中の七千戸は、これはまあ賃貸でございます。これは決してけちなことを言うわけじゃございませんが、それを足しますと、賃・分の比率はやはり公団は賃貸の方が多

い。

それからもう一点は、同じ長期特別分譲で二万九千戸計上いたしております。これはいままでは公団では一般分譲というのをやっております。たとえば頭金を百万とか二百万取りまして、九分六厘で二十年というふうな分譲をやっております。それが五十年から一切やめる、全部長期特別分譲ということに切りかえております。これは当初の十年間を五分五厘というところでやりまして、そのうちの五年間は元金を据え置く。それから十一年目からは財投コストの八分、あと二十年償還をしようというところでございまして、非常にそういうふうな賃貸階層の方も持ち家を持てるような、何といひますか成長階層の方にとりましては買ひやすい特別分譲というのを、だけにしほつたわけでございます。そういう意味で、公団といたしましてはそういうふうな先生と同じような考え方を持っておりますけれども、そういうことで対処してまいったというのが実情でございます。

それからもう一点は、これも先ほど大臣からお話があったことですが、全体といたしましては公庫が伸びたということで、確かに賃・分の比率は分譲の方が多いということになっておりますけれども、本当にみずから家をつくつて供給する住宅公団、地方住宅供給公社、地方公共団体、そういうものが本当に家を建てて皆さんに供給する住宅につきましましては、やはり賃貸が六五・六％、それから持ち家の方が三四・五％というふうな、公的資金による、本当に家をつくつて提供するものにつきましましては賃・分の比率はそういうふうなことになるという次第でございます。

それから家の大きさをございしますけれども、第二期住宅建設五カ年計画におきましては、実は四十五年度から五十年までの間に公的住宅につき

人ホームにするか、あるいは保育所にするか何にするかということは、自治体の裁量に任せるといふような形で補助を出すようなことをこれは考えていけば、自治体の意欲というものが出てくるわけですし、そういう形で都市の整備と住宅の建設というものが進行していくようなことになるんじゃないかと、そう思うんですけれども、それらの辺についてひとつ政府の考えを聞かせてほしいんです。

○政府委員(山岡一男君) 先生がおっしゃいました、いわゆる総合補助制度みたいなものでございますが、これはまさに現在アメリカでモデル・シティ・プログラムということにつきまして、法律に基づきましてそういうようなものを実験的にやっておりますのでございます。われわれの方も、そういうようなことにつきましては、いろいろな意味で大変参考になるというところで現在勉強を始めております。そういうような手法も取り込んで先ほど申し上げました住環境整備事業の調査をやってみたいというのがわれわれの最近の考えでございます。ただ、そのうちで、転がしでございますけれども、これは予算の補助というようにしてしております、相当何でも使えるというふうなふうにしております。地方公共団体とも協議をいたしておりますが、移転跡地の整備のための費用だとか、外へ出られる人の移転補償費だとか、利子補給金だとか、それから高くなる家賃の差額の補給金だとか、いろんなものに使えるいわばメニエー的な補助を転がしではやりたいということで予算補助を考えておるわけでございます。

○春日正一君 これで私の質問終わつたわけですが、私この質問を今度の国会の冒頭でやつたというのは、最初に申しましたように、五カ年計画が一区切りになつて、その計画に照らして結果が明らかになつたという時点でやはり問題点を指摘して、次の五カ年計画をつくる中にそういうものを取り入れて、そして住民の要望にこたえられるようなものにしていくことが大事だし、今度の国会ではそこを議論して、はつきり政府にそ

ういう気持ちをわかつてもらうことが大事だろうということでも、まず少し先走つたやうですけれども、これは現実の問題として、都市の改造の問題にしても、あるいは賃貸住宅の建設の問題にしても、いまだどうしても必要だし、そこを避けて通れないようなことになつておるといふことがこの結果からわかつておるといふ前提に立つて私申し上げたわけですから、だから、そういう点を十分くみ取つてここの住宅政策も進めていってほしいし、同時に、この次五カ年計画つくるときには、こういうできませんでしたという結果にならぬやうなものにしてほしいと、このことを要望して私の質問を終わらせていただきます。

それについて大臣の所感があれば一言聞かせておいていただきたいと思ひます。

○国務大臣(飯谷忠男君) 春日先生の御意見、非常に貴重な御意見、私どもの参考になりました。いろいろと局長からも御答弁申し上げておるんですが、最後の方のやはり住宅は単に住宅対策でなしに都市計画の一環として考えなきゃならない、そのためには一人でも反対があればやらないじやなしに反対のないように住民も一諸になつて相談しながらやるべきだという考え方、全く同感であります。実は一連の御意見をされている法案にしまして、都市再開発法あるいは大都市地域における宅地の特別措置法、そういったものの中にも土地区画整備促進区域を設けるとか、住宅街区促進区域を設けるとか、やっぱり地元住民と十分話をしながら都市計画の一環としてさらに住宅対策を考えていくと、こういう一つの制度としては私どもも持つておるわけでありまして、十分検討して努力をいたしてまいりたいと思ひますし、そういうひとつ法案についても御協力を賜るようお願いをいたしたいと存じます。

○委員長(小野明君) 本件に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、下水道事業センター法の一部を改正する法律案

下水道事業センター法の一部を改正する法律案

下水道事業センター法(昭和四十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する題名を次のように改める。

日本下水道事業団法

本則中「下水道事業センター」を「日本下水道事業団」に、「センター」を「事業団」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 日本下水道事業団は、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、下水道に関する技術的援助を行うとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること等により、下水道の整備を促進し、もつて生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

第十四条第一項中「理事三人を、副理事長一人、理事六人」に、「監事一人を「監事二人以内」に改め、同条第二項中「一人を「三人」に改める。

第十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「理事長」の下に「及び副理事長」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副理事長は、事業団を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行

第十五条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は建設大臣に意見を提出することができる。

第十六条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十八条を次のように改める。

(役員欠格事項)

第十八条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。ただし、第一号に該当する者が非常勤の理事となるときは、この限りでない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配分を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配分を有する者を含む)。

第二十一条中「理事長」との「を」を「理事長又は副理事長」とに、「理事長は」を「理事長及び副理事長は」に改める。

第二十三条第二項中「十人」を「十五人」に改める。

第二十六条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、特別の法律により設立された法人の委託に基づき、終末処理場の建設を行い、並びに下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理及び下水道の維持管理に関する技術的援助を行うこと。

第二十六条第一項第四号中「下水道」の下に「及び除害施設」を加え、「行なう」を「行い、並びにそれらの成果の普及を行う」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「行なう」を「行い、並びに政令で定めるところにより、下水道の設置等の

設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を行うに改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 地方公共団体の委託に基づき、終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設（以下「終末処理場等」という。）の建設を行うこと。

二 地方公共団体の委託に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理並びに終末処理場、終末処理場以外の処理施設及びポンプ施設の維持管理を行うこと。

第二十六条第二項中「前項第六号」を「第一項第八号」、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、前項第一号に掲げる業務を受託する場合においては、特別の事情がない限り、水質環境基準（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二第一項に規定する水質環境基準をいう。以下同じ。）が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある終末処理場等を優先させるものとする。第二十六条の次に次の一条を加える。

（下水道法第二十二條等の適用除外）

第二十六条の二 下水道法第二十二條（同法第二十五條の十において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業団に公共下水道又は流域下水道の設置等の設計、工事の監督管理又は維持管理を委託する場合に、適用しない。

第三十五条中「第二十六条第一項第二号」を「第二十六条第一項第一号」に改める。

第四十五条第一号中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月

を超え三月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（日本下水道事業団への移行）

第二条 この法律による改正前の下水道事業センター法による下水道事業センターは、施行日にこの法律による改正後の日本下水道事業団法（以下「新法」という。）による日本下水道事業団となり、同一性をもつて存続するものとする。（定款の変更）

第三条 下水道事業センターは、この法律の公布の日から起算して一月以内に、日本下水道事業団となるために必要な定款の変更をし、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による定款の変更は、施行日にその効力を生ずるようにしなければならない。（経過措置）

第四条 この法律の施行の際現にその名称中に日本下水道事業団という文字を用いている者については、新法第五條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（所得税法の一部改正）

第六条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中下水道事業センターの項を削り、日本勤労者住宅協会の項の次に次のように加える。

（法人税法の一部改正）

第七條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中下水道事業センターの項を削り、日本開発銀行の項の次に次のように加える。

（日本下水道事業団） 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

（印紙税法の一部改正）

第八條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中下水道事業センターの項を削り、日本勤労者住宅協会の項の次に次のように加える。

（日本下水道事業団） 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

（登録免許税法の一部改正）

第九條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中下水道事業センターの項を削り、土地開発公社の項の次に次のように加える。

（日本下水道事業団） 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

（地方税法の一部改正）

第十條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「下水道事業センター」を「日本下水道事業団」に改める。

第七十三條の四第一項第二十六号及び第三百四十八條第二項第三十号中「下水道事業センター」を「日本下水道事業団」に、「下水道事業センター法」を「日本下水道事業団法」に、「第三号又は第四号」を「第四号又は第五号」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

第十一條 建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第七号の二中「下水道事業センター」を「日本下水道事業団」に、「下水道事業センター法」を「日本下水道事業団法」に改める。

（日本下水道事業団） 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律
奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
別表中「別表」を「別表（第六條關係）」に改め、同表道路の項中「のち」を「市町村道」を削る。

附 則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。